

男女共同 参画教育

指導の手引

改訂版

平成31年3月
福岡県教育委員会

はじめに

少子高齢化や技術革新、グローバル化など、社会経済情勢の変化の中で、一人一人が心豊かに安心して暮らせる活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共にあらゆる分野に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

我が国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）を制定し、基本法に基づく男女共同参画計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションを始めとする様々な取組を進めてきました。また、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

一方、男女の仕事と生活を取り巻く状況には、未だ課題が存在しており、真に実効性のある取組が求められています。このため、平成27年12月に、第4次男女共同参画基本計画が策定されました。また、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～34年度対象）には、基本的な方針「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」の目標（2）「豊かな心の育成」の中に、初めて「男女共同参画の推進」が取り入れられました。

○ 男女共同参画の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参加することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図るとともに、教職員が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。
- ・男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進し、児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る。

福岡県では、平成28年に「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定し、その中において、「学校教育における男女共同参画の推進」として、①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進の2点を示しています。

このような国や県の動向を踏まえるとともに、改訂された学習指導要領に対応した内容となるよう、平成23年に改訂発行された「男女共同参画教育―指導の手引―」をこの度、再改訂しました。本手引では、学校における男女共同参画教育を推進するために、発達段階に応じた男女共同参画教育の在り方や学校で取り組む具体的な内容等についてまとめています。

本手引が、各学校での研修や授業づくりの資料として活用され、これからの社会を形成していく児童・生徒が夢や希望を持って生きていけるよう、各学校の教育活動が一層充実されることを願っています。

おわりに、本手引の改訂に当たり御協力くださった関係各位に心から御礼申し上げます。

平成31年3月

福岡県教育委員会

「男女共同参画教育—指導の手引—」 目 次

男女共同参画教育推進の背景

- 1 男女共同参画社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 男女平等に関する意識について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

学校（園）における男女共同参画教育の推進

- 1 男女共同参画教育のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基本的な考え方と充実のための観点・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 男女共同参画教育推進の構想・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

発達段階に応じた男女共同参画教育の在り方

- 1 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

各学校（園）段階における男女共同参画教育の指導

- 1 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

男女共同参画教育推進のために

- 1 教師の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - ◆ 男女共同参画意識を高めるための研修
 - ・ グループ分けや男女混合名簿の使用等についての共通理解
 - ・ 学校だよりや学級だより等における表現上の留意点
 - ・ デートDVについての共通理解
 - ・ 男女共同参画教育の研修の機会
- 2 学校環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - ◆ 男女共同参画教育推進のための環境づくり
 - ・ 児童生徒の生活の場である教室等の環境づくり
 - ・ 学校行事等での役割分担
 - ・ 教職員の役割分担
 - ◆ 男女共同参画教育を推進するための家庭・地域社会との連携
- 3 幼児・児童生徒への教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - ◆ 幼稚園における日常の保育
 - ◆ 男女共同参画教育を推進する学級経営
 - ◆ 男女共同参画意識を高める学習指導
 - ◆ 男女共同参画教育を推進する生徒指導
 - ◆ 男女共同参画教育を推進するキャリア教育・進路指導
 - ◆ 男女共同参画教育を推進する性に関する指導
 - ◆ 男女共同参画教育を推進する奉仕等勤労体験学習

実践事例(概要版)

- 1 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - ◆ 4歳児 ピンクって女の子の色？
 - ◆ 5歳児 ともだちとなかよくあそぼう
- 2 小学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - ◆ 第3学年 学級活動 自分見つけをしよう
 - ◆ 第4学年 体育（保健）「育ちゆく体とわたし」思春期にあらわれる変化
 - ◆ 第6学年 学級活動 自分の心を見つめよう
- 3 中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - ◆ 第1学年 学級活動 多様な性
 - ◆ 第2学年 学級活動 「お互いに尊重し合える関係のために～デートDVについて知ろう～」
 - ◆ 第3学年 社会科 「人権と共生社会」
 - ◆ 第3学年 家庭科 保育実習「赤ちゃんふれあい体験学習」

参考資料

- ◆ 法律・計画、公表資料、関係機関等
- ◆ 福岡県男女共同参画推進条例
- ◆ 国際婦人年以降の国内外の主な動き

男女共同参画教育推進の背景

1 男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）（第 2 条）において次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

このような男女共同参画社会の実現に向けて、社会の状況は大きく変化してきました。世界の動きとしては、国際連合が、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国連婦人の 10 年」として「世界行動計画」を定め、男女平等や女性の地位向上のため、世界規模での運動を展開してきました。さらに、平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議における北京宣言や行動綱領を受けて、各国で女性の地位向上、能力の伸長等を目指す行動がとられてきました。平成 12 年（2000 年）には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、現在に至るまで、国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催されています。

日本では、「世界行動計画」を受けて、昭和 52 年（1977 年）、今後 10 年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定され、平成 8 年（1996 年）には、2000 年度までの国内の男女共同参画社会の推進行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が決定されました。また平成 11 年（1999 年）6 月には、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、その方向性を示すとともに、実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、この基本法に基づく政府の取り組むべき計画として、平成 12 年（2000 年）12 月に、「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 13 年（2001 年）1 月には、内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」が設置され、平成 14 年（2002 年）4 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」が全面施行（平成 20 年（2008 年）「改正配偶者暴力防止法」施行）、平成 16 年（2004 年）12 月には、「育児・介護休業法」の改正（平成 24 年（2012 年）全面施行）、平成 17 年（2005 年）12 月には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定され、平成 22 年（2010 年）に第 3 次、平成 27 年（2015 年）に第 4 次計画が閣議決定されました。この基本計画には、男女共同参画を推進する 12 の分野が掲げられており、その一つである「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」には、①国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開、②男女共同参画に関する男性の理解の促進、③男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実、④女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等、⑤学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

の5点が示されています。平成27年(2015年)9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)が公布・一部施行され、翌28年(2016年)から全面施行されました。

福岡県においては、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55年(1980年)に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」(昭和61年(1986年)に「第2次計画」、平成8年(1996年)に「第3次計画」)を策定し、本県の女性の地位向上を図りました。平成13年(2001年)には、基本法に基づき、「福岡県男女共同参画推進条例」(平成13年(2001年)福岡県条例第43号。以下「県条例」という。)を制定、翌14年(2002年)に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。平成18年(2006年)に第2次計画、平成23年(2011年)に第3次計画を策定、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成8年(1996年)には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」を開設したほか、平成18年(2006年)には、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(平成23年(2011年)「第2次計画」、平成28年(2016年)「第3次計画」)を策定しました。

これまでの施策の推進や女性活躍推進法の全面施行を受け、女性の活躍への期待や関心は高まりつつあります。一方、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されており、こうした課題や社会情勢の変化を踏まえ、「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定しました。第4次計画では、次の社会づくりを目指すとともに、4つの目標のもと、各種の施策を推進することとしています。

【目指す姿】

- 男女がともに個性と能力を發揮できる豊かで活力ある社会
- 性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会
- 仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会

【目標】

- 目標1 働く場における女性の活躍促進
- 目標2 地域・社会活動における女性の活躍促進
- 目標3 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
- 目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

この計画では、職場、家庭、地域、学校等、社会のあらゆる分野で、男女共同参画を推進するための施策が述べられていますが、男女平等に関する意識、自立や参画への理解や実践的態度の育成については、家庭での働きかけとともに学校教育の果たす役割が非常に大きいといえます。

そこで、各学校では学校の教育活動全体を通して男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進が求められており、男女が共に尊重し合い、能力發揮の機会の確保、男女の協力を育成する教育が大切となります。

2 男女平等に関する意識について

平成 26 年度に「福岡県の男女共同参画社会に向けての意識調査」が実施されました（前回調査は平成 21 年度）。その中で「家庭生活」「職場」「学校教育」「地域・社会活動」「政治」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の 8 つの分野における「男女の地位の平等感」を尋ねたところ、「平等」と答えた県民が最も多かった項目は「学校教育」54.5%です（図 1）。これ

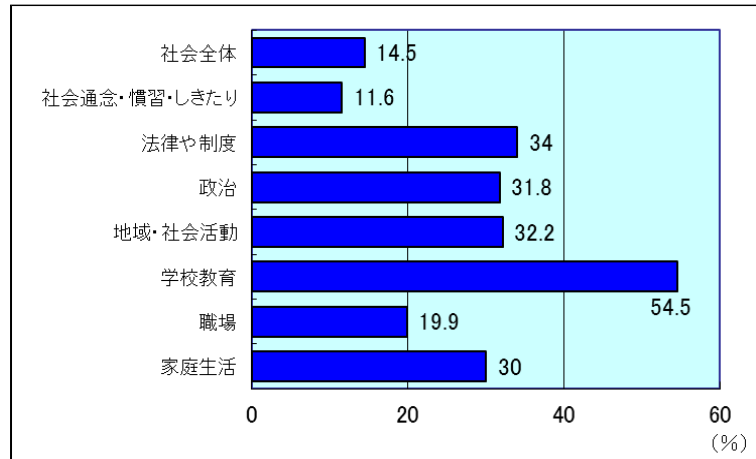


図 1 「平等」と感じている人の割合

は、前回の調査結果と比べると 2.4 ポイント減少しており、その他の分野においても、前回調査と比べると「平等」と答えた人のポイントが減少しています。この結果については、男女共同参画社会に向けた意識が高まっているためであると考えられます。また、子供のしつけや教育に対する考え方について、「女の子も男の子と同様に経済的に自立ができるような教育が必要だ」とする意見への賛成派が 93.6%、「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身に付けさせる方がよい」とする意見への賛成派が 95.8%と高いポイントとなっています。さらに、「男の子は理科系、女の子は文科系に進んだ方がよい」という意見については、賛成派は 8.9%であり、経済的な自立、生活に必要な技術、修学する専攻分野については、性別は関係ないと考えられていることがうかがえます。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）については、女性の「賛成派」は 44.0%、男性は 52.2%と男性の方が 8.2 ポイント高く、「反対派」は女性が 55.1%、男性が 46.8%と女性の方が 8.3 ポイント高くなっており、男性の方が性別役割分担を容認する人が多い傾向があるとともに、他の項目と比べると考え方が分かれていることがうかがえます。

このような現状から、今後の男女共同参画教育を推進する上での課題は、子供一人一人の男女平等に関する意識を一層高めるとともに、個性や能力を伸ばし、責任ある社会参画を果たす資質・能力を育てていくことであるといえます。

そこで、幼稚園、小学校及び中学校教育全体を通して、子供一人一人の個性を生かす教育や自己肯定感の高揚につながる働きかけ及び学年の発達段階と実態に応じた取組を充実していくことが必要です。

また、教師が自らの男女平等に関する意識を高めていくとともに、幼稚園、小学校及び中学校全体で共通理解を図り、家庭や地域社会との連携を深めながら男女共同参画教育を推進することが大切です。



学校（園）における男女共同参画教育の推進

1 男女共同参画教育のねらい

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸ばし、自己実現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育です。

男女共同参画教育では、男女平等の意識を育てるとともに一人一人の個性や能力を発揮させ、伸ばさせる教育・学習の充実を図ることが大切です。このことは、学習指導要領が目指す「生きる力」の育成とも重なるものであり、幼稚園、小学校及び中学校における男女共同参画教育においては、教育基本法の教育の機会均等や男女共学の精神、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に則り、次のような資質・能力を育てることが必要です。

(1) 豊かな心の育成

男女が相互の人格を認め合い、一人一人の能力を最大限に発揮できるようにするために、基本的人権を尊重する心、生命を尊重する心、相手を思いやる心、共に働くことのすばらしさを感じる心など、人間関係の基盤となる豊かな心を育むこと、また、多様な体験活動を積み重ねていくことが大切です。

(2) 性差の正しい認識の育成

男女共同参画教育のねらいを達成するには、男女がお互いの性差について正しい認識をもつことが必要です。男女の性差としては、身体的・生理的性差、心理的・気質的性差、社会的・役割的性差が考えられます。この3点についてそれぞれ正しい認識に導くことが必要です。

身体的・生理的性差	男女の身体づくりや機能の違いのことをいい、これを正しく理解させる。 身体的・生理的側面からの性差の理解は、男女それぞれが自己の性を認識し、受容するとともに、互いに人格を尊重し合う思いやりの心情を育てることにつながる。 なお、自己の性の受け止めについては、多様な性の在り方にも十分に配慮していく必要がある。
心理的・気質的性差	いわゆる「女らしさ」「男らしさ」のことをいい、女らしさとしては、やさしい・思いやりがある・気が付く等の性質に結び付けられ、男らしさとしては、強い・たくましい・積極的等の性質に結び付けられることが多い。しかし、このことが直接、性差に関係するのではないことを認識させる。
社会的・役割的性差	生活や仕事上の行動や、男女による役割の違いのことをいう。いわゆる「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担に代表される考え方が強く残っており、このような考え方にとらわれないようにする。

身体的性差は、男女の大きな差異ではありますが、このことが心理的・気質的性差、あるいは社会的・役割的性差に直接結びつくものではありません。やさしい・思いやりがある・気が付くなど、また、強い・たくましい・積極的などの性質は、性別に関係なく社会的に望ましい態度です。また、職業を選択したり家事を担ったりすることは、生活を維持するために男女ともに必要なことです。性別による「らしさ」を強調するあまり、生きていくための力の育成を阻んではいけません。性差についての正しい認識をもつ子供を育てていくことが大切です。

(3) 自立する力の育成

男女共同参画教育では、個人が自立し主体的に生きていく態度を育てることが大切です。ここでいう自立は、次の3点から捉えることができます。

生活的自立	基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分でできることや家事や育児を担うことができる。
経済的自立	経済生活についての基本的知識・技能を身に付け、自ら考え、判断し、意志決定して、よりよい生活を実践できる。
精神的自立	社会の変化に対応しつつ、性別にとらわれずに自分の個性を生かして、正しく判断して行動できる。

(4) 互いを認め、高め合う実践的態度の育成

男女共同参画教育では、豊かな心・性差の正しい認識・自立する力、の3つを身に付けるだけでなく、生活の中で具体的な行動として実践できるようにすることを目指しています。つまり、家族や社会の一員として協力してよりよい生活を営むために必要な諸問題に対し、適切な意志決定や行動選択ができる資質や能力を育成するものです。そのためには、自他のよさや個性を生かし合ったり、協力し合ったりする体験をさせながら子供の行為として具体化していく必要があります。

2 基本的な考え方と充実のための観点

男女共同参画教育は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて実施するものであり、それぞれの教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進されることが求められています。具体的には、次の6つの観点から教育活動等を充実させていく必要があります。

(1) 学習内容の充実

男女共同参画教育で目指す4つの資質・能力の視点から学習内容を見直し、指導目標や指導内容を明確にして指導します。また、男女共同参画に直接かかわる内容については重点的に取り上げて意図的、計画的に指導していきましょう。

(2) 将来への展望をもつことができるキャリア教育・進路指導の充実

キャリア教育においては、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てることを目的としています。一人一人が個性と能力を充分発揮し、主体性をもって充実した人生をおくることができるように、教育・学習の機会を整備し、職業選択を自立の基礎として位置付け、将来への展望をもつことができるキャリア教育・進路指導を充実させていきましょう。

(3) 性に関する指導の充実

男女平等を推進する教育は、性差の正しい理解や生命そのものに対する尊厳を自覚することから始まります。そこで、人間尊重の精神や生命の尊厳、暴力の否定、性差についての正しい認識などを育てるための性に関する指導を幼年期からすべての子供に対して、発達の段階を踏まえて、計画的に、また、あらゆる機会を通じて充実させていきましょう。

(4) 奉仕等勤労体験学習の推進

家事労働の省力化と少子化が進む中で、子供の家事労働への参加が少なくなっているという現状があります。その結果、家庭生活での自分の役割や責任、家族相互の協力、家事労働の大変さや必要性等についての自覚が薄くなり、このことが子供の勤労観・職業観に影響を及ぼしていると考えられています。

そこで、家庭や地域社会における勤労体験及び学校教育における奉仕等勤労体験学習を促進し、児童生徒の正しい勤労観・職業観を育てていきましょう。

(5) 家庭・地域社会との連携

学校教育は、児童生徒の生活圏である家庭や地域社会において具体的に実践されることによって一層の効果上げるものです。これを効果的に進めるには、学校での学習内容が家庭や地域社会での生活に生かせるよう、男女共同参画教育の必要性について共通理解を図るとともに、家庭・地域社会と連携して推進していきましょう。

(6) 男女共同参画教育についての理解を深める教師の研修

日常の教師自身の価値観や行動等が、直接児童生徒の指導に反映するため、教師自身の考えや行動の中にある“男女共同参画教育の推進を阻害する習慣や考え方”を問い直す必要があります。そのために、すべての教師に対して、その本質的なねらいや必要性についての研修を充実するとともに、具体的な実践を中心とした研修を推進していきましょう。

3 男女共同参画教育推進の構想

男女共同参画社会形成者の育成

視点

- ◆ 男女平等の意識の育成
- ◆ 一人一人の個性や能力の伸長

育てる資質・能力

豊かな心	性差の正しい認識	自立する力	実践的態度
<ul style="list-style-type: none"> * 思いやりの心 * 生命・人権を尊ぶ心 * 勤労を尊ぶ心 	<ul style="list-style-type: none"> * 身体的・生理的性差 * 心理的・気質的性差 * 社会的・役割的性差 	<ul style="list-style-type: none"> * 生活的自立 * 経済的自立 * 精神的自立 	<ul style="list-style-type: none"> * 自己の個性の伸長 * 他の個性の認識と相互の尊重

充実の観点

- (1) 学習内容の充実
- (2) 将来への展望をもつことができるキャリア教育・進路指導の充実
- (3) 性に関する指導の充実
- (4) 奉仕等勤労体験学習の推進
- (5) 家庭・地域社会との連携
- (6) 男女共同参画教育についての理解を深める教師の研修



発達段階に応じた男女共同参画教育の在り方

男女共同参画教育を推進するためには、各学校(園)段階で子供の発達段階や実態に応じて学習内容を適切に設定するとともに、次に示す事項にも留意して進めていく必要があります。

- ◆ 体験的な学習や問題解決的な学習を重視すること。
- ◆ 子供の理解を深めるとともに、計画的、組織的なキャリア教育・進路指導を行うこと。
- ◆ ガイダンス機能の充実を図ること。
- ◆ 指導方法や指導体制を工夫し、個に応じた指導の充実を図ること。
- ◆ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

1 幼稚園

教育基本法第11条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と規定されています。幼児期は、日常の幼稚園や家庭での生活の中で他の人々と関わることによって他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれる大切な時期です。

そこで、幼稚園では、幼稚園教育要領に則り、幼児の豊かな人間関係の基礎や自立の芽生えを培うことが大切です。

具体的には以下のような資質・能力を中心として、人や身近な環境との関わりをもつ力を育てていくこととなります。

表1 幼稚園で育てる資質・能力

育てる資質・能力		幼稚園で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	友達と様々な体験を重ねる中で、友達の気持ちに共感できる心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを育成する。
	勤労を尊ぶ心	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じる心を育成する。

自立する力	生活的自立	自分でしなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動する力を育成する。
実践的態度	他の個性の認識と相互の尊重	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げることができるようにする。

指導にあたっては、以下の点に留意して推進していきましょう。

- (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働きかけることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにする。
- (2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにする。その際、集団生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにする。
- (3) 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるためには、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにする。
- (4) 幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきを体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮する。
- (5) 集団の生活を通して、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つようにする。
- (6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深い様々な人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々に親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにする。
- (7) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことを通して、自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通して、それらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などを養うようにする。

2 小学校

小学生期には、学校、家庭、地域での生活において男女の違いを次第に意識するようになっていきます。そこで男女の違いに対する認識が差別意識につながらないように配慮しながら、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校教育活動全体を通して意図的・計画的に育成していくことが大切です。

具体的には、小学校では以下のような資質・能力を育てていきます。

表2 小学校で育てる資質・能力

育てる資質・能力		小学校で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	生命あるものすべてをかけがえのないものとして尊重し、力強く生き抜こうとする心や身近な男女差別及び偏見に気付く心を育成する。
	勤労を尊ぶ心	勤労を尊ぶ心、進んで社会のために奉仕する心を育成する。
性差の認識	身体的・生理的性差	男女には、身体的・生理的な違いがあることを理解し、受けとめる考え方を育成する。
	心理的・気質的性差	身体的・生理的性差によって、考え方や行動を制限せず、その人らしさを認めようとする考え方を育成する。
	社会的・役割的性差	学校生活のあらゆる機会において、役割を性によって固定せず、個人の特性によって分担したり、活動したりする考え方を育成する。
自立する力	生活的自立	基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分ができる力を育成する。
	経済的自立	生活の基盤である経済的活動の重要性を理解するとともに、男女が性別にかかわらず、経済的に自立できる基礎となる力を育成する。
	精神的自立	男女のものものの考え方を性差によって判断せず、人間の個性として認める力や自主的に判断し行動する力を育成する。
実践的態度	自己の個性の伸長	自己のよさや可能性に気付き、自己の能力を最大限に伸ばそうと努力する態度を育成する。
	他の個性の認識と相互の尊重	友達の個性を認め、男女の別なく、共に協力していく態度を育成する。

また、指導にあたっては、以下の点に留意して推進していきましょう。

- (1) 男女の性差のみを強調して指導したり、グループ分けを男女別に固定したり、性別によって役割を決定したりすることのないようにする。
- (2) 教師自身の男女平等観や言動が児童の男女平等や共同参画についての見方や考え方に影響を与えることから、教師自身が男女共同参画教育の教育的価値を認識し、男女共同参画意識を高める。
- (3) 発達段階に応じた指導を工夫する。
 - ◆ 低学年では、生命を尊重する心や友達と仲よく助け合う心など豊かな心を育むための直接体験を重視する。また、自立の基礎を培うために、基本的な生活習慣を身に付けさせる。
 - ◆ 中学年では、豊かな心を育む指導とともに、友達と協同して活動したり進んで働いたりする実践的態度を育てる。また、仲間づくりが活発に行われるこの時期には、互いによさを認め合うとともに、個性を伸ばし合うよう指導する。
 - ◆ 高学年では、性差についての正しい認識をもたせるとともに、偏見をもつことなく公平に行動する態度や男女が互いに助け合い協同して生活を営む実践的態度を育てる。また、自己のよさに気付かせ、自分らしさを発揮して生活できるように指導する。



3 中学校

中学生期は、心身の変化がもっとも著しく現れる時期であり、人格の形成においても重要な位置を占めています。この時期に自己の性を受け止めるとともに、お互いの性差を意識しながらそれぞれのよさを認め合って生活していこうとする態度を育てていくことが大切になってきます。

具体的には、中学校では以下のような資質・能力を育てていきます。

表3 中学校で育てる資質・能力

育てる資質・能力		中学校で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	一人一人の個性を尊重し、他の人々に対して思いやりの心をもつようにするとともに、男女がお互いに相手の人格を尊重しようとする心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	かけがえのない自他の生命を尊重する心や男女差別や偏見に気付き、差別や偏見のないよりよい社会の実現に尽くそうとする心を育成する。
	勤労を尊ぶ心	日常の清掃や委員会活動等の中での勤労体験を通して、勤労の尊さや意義を理解し、男女が協力して自主的に行動しようとする態度や進んで公共の福祉と社会の発展のために尽くそうとする心を育成する。
性差の認識	身体的・生理的性差	第二次性徴や異性の性への正しい認識を育成する。
	心理的・気質的性差	身体的・生理的性差から、心理的・気質的性差の生まれた背景や原因の理解や性による偏見や固定観念にとらわれず、人としての個性を見つめ、互いに尊重し合うことの大切さの認識を育成する。
	社会的・役割的性差	学校生活のあらゆる機会において、役割を性によって固定せず、個人の特性によって分担したり、活動したりする考え方を育成する。
自立する力	生活的自立	自分のことは自分でするとともに、学校生活や家庭生活を工夫・改善する力を育成する。
	経済的自立	経済に対する正しい認識を育て、将来にわたり生きがいと生活の糧を得るための労働の重要性を理解するとともに、自己の経済的な自立を目指そうとする力を育成する。
	精神的自立	一人の人間として自己の生き方を考え、その生き方に従い、物事を適切に判断し、主体的に行動できる力を育成する。
実践的態度	自己の個性の伸長	自分の特性や適性を自覚するとともに、自己との対話を深めつつ、自分自身のよさを伸ばしていこうとする態度を育成する。
	他の個性の認識と相互の尊重	男女がそれぞれの個性や立場を尊重し、協力して生きることの大切さを理解するとともに、お互いのよさを生かしながら生活しようとする態度を育成する。

また、指導にあたっては、以下の点に留意して推進していきましょう。

(1) 個性を生かす指導

中学生の時期は自己の進路や人生の展望が現実の課題となる時期でもある。それぞれの個性を生かす指導を重視し、男女の固定的な役割意識にとらわれない自分らしい生き方を選択させるキャリア教育・進路指導の充実が、男女共同参画教育の推進に大きな役割を果たすことになる。

(2) 第二次性徴期への配慮

中学生期には第二次性徴期をむかえ、急激な身体の変化が現れる時期である。性的成熟へ向かう自分の身体の変化や異性への関心の高まりに伴う様々な不安や悩みへの指導が必要である。あわせて、性差を越えた豊かな人間関係を育てるために、互いの個性を尊重し合う態度を育成することも大切である。



各学校(園)段階における男女共同参画教育の指導

各学校(園)段階の各教科等における指導にあたっては、以下のような視点を大切にしながら進めます。育てる資質・能力については、P. 8～12の表1、表2、表3を基に各教科、道徳科、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間及び特別活動の時間で育てることとなります。

ここでは、幼稚園については「人間関係」及び「環境」領域、小・中学校については各教科等で扱う主なものだけを取り上げています。

なお、総合的な学習の時間については、この時間のねらいを踏まえ、各学校で児童生徒の発達段階に応じて具体的な目標や内容を定めて実施してまいります。総合的な学習の時間では、男女共同参画社会の形成者としての自己の生き方を考えたり、男女共同参画の視点から課題を見つけ解決しようとしたりする学習活動を展開することによって、目指す資質や能力を育てていくことが考えられます。また、児童生徒のよい点や学習に対する意欲や態度、進歩の状況等を評価することによって、児童生徒が肯定的に自己理解を深め、自分のよさを発揮して主体的に生きることができるよう指導していくことが大切です。

1 幼稚園

幼稚園教育のねらい及び内容は5つの領域ごとに示されていますが、特に「人間関係」及び「環境」の領域には男女共同参画教育に関わる観点やねらいが示されています。このねらいの達成を目指して、他の4領域を含めたすべての教育活動の中で男女共同参画に関わる意識の基礎を培うことが必要です。幼稚園教育は幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることから、幼児自身が環境に働きかけるとともに、環境から刺激を受けながら充実感を味わうことができるよう、環境構成の工夫をすることが必要です。表4は、その主な内容と育てる重点的な資質・能力との関係を示したものです。

表4 幼稚園教育要領に示された男女共同参画教育に関わる
主な内容と育てる資質・能力

主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
<p><人間関係></p> <p>(2) 自分で考え、自分で行動する。</p> <p>(3) 自分でできることは自分でする。</p> <p>(5) 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。</p> <p>(6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。</p> <p>(7) 友達のよさに気づき、一緒に活動する楽しさを味わう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分から興味や関心をもって環境に関わり、活動を生み出そうとする態度を育てる。(生活的自立) ・ 自分の身の回りのことなど、できるだけ自分の力でやろうとする意欲を育てる。(生活的自立) ・ 様々な心を動かす出来事を友達と共有し、相手の感情にも気付くことができる心情を培う。(思いやりの心) ・ 自分の主張を相手に分かるように伝えようとし、また伝わることで親しみをもつ過程を経て、相手の思っていることに気づき、お互いの関わりを深めていくことができるようにする。(思いやりの心) ・ 友達と様々な心を動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それらが行き交うことを通して、それぞれの違いや多様性に気付いていくようにする。(他の個性の認識と相互の尊重)
<p><環境></p> <p>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しみやすい動植物に触れる機会をもたせるとともに周囲の人々が世話をする姿に接することを通して、次第に身近な動植物に親しみをもって接するようにし、実際に世話をすることによって、いたわったり、大切にしたりしようとする気持ちを育てる。(生命・人権を尊ぶ心)

2 小学校

小学校では、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動といった、学校の全教育活動を通じて、男女平等の意識と自己の能力の伸長について指導していくことが大切です。学習指導要領には男女平等に関わる内容が示されており、表5は、その主な内容と育てる重点的な資質・能力との関係を示したものです。

表5 小学校学習指導要領に示された男女共同参画教育に関わる
主な内容と育てる資質・能力

	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
生 活 科	<p>(2) 家庭生活に関わる活動を通して、家庭における家族のことや自分でできることなどについて考えることができ、家庭での生活は互いに支え合っていることが分かり、自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする。</p> <p>(9) 自分自身の生活や成長を振り返る活動を通して、自分のことや支えてくれた人々について考えることができ、自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かるとともに、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちを持ち、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活しようとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を進んで行うとともに、家族における自分の生活を見直し、規則正しく健康に気を付けて生活しようとする積極的な生活態度を育てる。(生活的自立) これまでの自分を振り返り、自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなど自分の成長に気付くとともに自分の成長を支えてくれた人々の存在に気付き、感謝の気持ちをもつことができるようにする。(精神的自立)
家 庭 科	<p><A 家族・家庭生活></p> <p>(2) 家庭生活と仕事 ア 家庭には、家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることや生活時間の有効な使い方について理解すること。</p> <p>(3) 家族や地域の人々との関わり ア(イ)家庭生活は地域の人々との関わりで成り立っていることが分かり、地域の人々との協力が大切であることを理解すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の仕事を男性の仕事、女性の仕事と分けるのではなく、家族・地域の一人として進んで分担して行うとともに、協力してよりよい生活を築いていこうとする考え方を養う。(社会的・役割的性差)
体 育 科	<p>[第3学年及び第4学年] <G 保健> ア 体の発育・発達について理解すること。</p> <p>[第5学年及び第6学年] <G 保健> ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己の体の変化や個人による発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに気付かせるようにする。(身体的・生理的性差) 家族、友達、地域の人々など人との関わりを中心として取り扱うようにし、心が発達することによって、自己の感情をコントロールしたり、相手の気持ちを理解したりすることができるようになることについても触れるようにする。(自己の個性の伸長)

	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
道徳科	<p>〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>A 主として自分自身に関する事。 (4) 自分の特徴に気付くこと。</p> <p>B 主として他の人との関わりに関する事。 (9) 友達と仲よくし、助け合うこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕</p> <p>A 主として自分自身に関する事。 (4) 自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。</p> <p>B 主として他の人とのかかわりに関すること。 (9) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。 (10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>A 主として自分自身に関する事。 (4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。</p> <p>B 主として他の人とのかかわりに関すること。 (10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関する事。 (13) 誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に健康な自己像を描くことができるように、自分自身の特徴に気付き、素直に伸び伸びと生活できる態度を養う。 (自己の個性の伸長) ・ よりよい友達関係を築いたり信頼感や友情を育てたりできるよう男女を問わず身近にいる友達と仲良く活動し助け合う態度を養う。 (他の個性の認識と相互の尊重) ・ 自分の特徴に気付き、自分の長所を伸ばすことを通して、元気に生活できるようにする。 (自己の個性の伸長) ・ 気の合う友達同士だけでなく仲間を作るのではなく、男女を問わず誰とでも互いによく理解し、信頼し、助け合えるようにする。 (他の個性の認識と相互の尊重) ・ 自分の特徴を知り、短所を改め長所を伸ばすことを通して、自分らしさを発揮しながら調和のとれた自己を形成していこうとする態度を育てるとともに、自己の向上を図り、友達と楽しく生活できるようにする。 (自己の個性の伸長) ・ 友達同士の相互信頼の下に学び合う活動を通して互いに磨き合い、真の友情を育てることができるようにする。また、異性に対する正しい理解を深め、男女間の友情を育てることができるようにする。 (他の個性の認識と相互の尊重) ・ 身近な性差別や異性に対する偏見に気付け、公平で公正な態度を養うことを通して、男女が平等かつ対等であることについての自覚を深めていけるようにする。 (生命・人権を尊ぶ心)
外国語活動	<p>第1目標</p> <p>(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き手の理解の状況を確認しながら話したり、相手の発話に反応しながら聞き続けたりしようとする態度を示すなど相手へ配慮するようにする。 (他の個性の認識と相互の尊重)

	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
外国語科	第1目標 (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 言葉を通じて他者とコミュニケーションを図り伝え合う力を高めることで、積極的に人や社会と関わり、自己を表現し、他者と共感するなど互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度を育成する。 (他の個性の認識と相互の尊重) 相手の理解を確かめながら話したり、相手が言ったことを共感的に受け止める言葉を返しながら聞いたりするようにする。 (他の個性の認識と相互の尊重)
特別活動	<学級活動> (1) 学級や学校の生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 <児童会活動> (2) 異年齢集団による交流 <学校行事> (5) 勤労生産・奉仕的行事	<ul style="list-style-type: none"> よりよい学級生活の実現を目指して、男女が協力して学級での生活を充実、向上させるための活動に取り組むことによって、自主的、実践的な態度を育成する。 (他の個性の認識と相互の尊重) 児童が自ら、現在及び将来の生活や学習によりよく適応し、自己を生かそうとする生活態度を育てる。(自己の個性の伸長) 児童相互の間に信頼・尊敬・親愛・協力などの温かい人間関係を育成する。 (思いやりの心) 心身の発育・発達、心身の健康を高める生活、心の健康など、児童が自分の健康状態について関心をもち、身近な日常生活における健康の問題を自ら見付け、自分で判断し、処理できる能力や態度を育てる。 (自己の個性の伸長) 清掃や給食、日直、飼育、栽培などの当番活動や学校内外でのボランティア活動などを通して、当番活動の役割や働くことの意義などを理解できるようにする。 (勤労を尊ぶ心) 多様な社会や、多様な考えに触れる機会を設け、自分の将来に対する希望や目標をもつことができるようにするとともに、多様性を受け入れることができるようにする。 (自己の個性の伸長) 異年齢集団による交流を通し、発達段階に応じた人間関係をつくることのできる。 (他の個性の認識と相互の尊重) 学校内外の生活の中で、勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって、勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる。 (勤労を尊ぶ心)

3 中学校

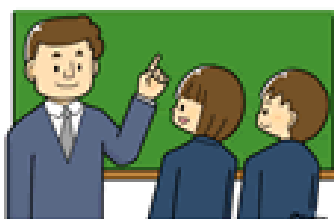
中学校においても、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動といった、学校の全教育活動を通じて、勤労を尊ぶ心や性差に関する正しい認識を育てていくことが大切です。指導にあたっては、どのような資質・能力を育てるのかを明確にするとともに、適切な指導方法や学習示した形態を工夫し、男女平等の意識を高めていくよう配慮する必要があります。表6は、その主な内容と育てる重点的な資質・能力との関係を示したものです。

表6 中学校学習指導要領に示された男女共同参画教育に関わる
主な内容と育てる資質・能力

	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
社 会 科	<p><公民的分野> A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み 対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追求したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。 (イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民主社会において想定されている個人像は、すべて平等に人間として尊重されなければならないものであり、現在の家族制度の基本となっている「個人の尊厳と両性の本質的平等」の考え方や男女共同参画社会の形成を推進する基本的な考え方に現れていることに気付かせる。 (社会的・役割的性差)
理 科	<p><第2分野> (5) 生命の連続性 (ア) 生物の成長と殖え方 ④ 生物の殖え方 生物の殖え方を観察し、有性生殖と無性生殖の特徴を見いだして理解するとともに、生物が殖えていくときに親の形質が子に伝わることを見いだして理解すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の殖え方のひとつに、雌雄の別がある両性生殖がある事を理解させる過程を通して、生命の連続性や神秘性に気付かせるとともに生命に対する畏敬の念を育てる。 (生命・人権を尊ぶ心)
保 健 体 育 科	<p><保健分野> (2) 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の発達には性差や個人差があることを理解し、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、異性への関心などが高まることから、異性への尊重、性情報への対処など、性に対する適切な態度や行動選択ができるようにする。 (身体的・生理的性差)

	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
技 術 ・ 家 庭 科 (家 庭 分 野)	<p><A 家族・家庭生活></p> <p>(1) 自分の成長と家族・家庭生活 ア 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気付くこと。</p> <p>(2) 幼児の生活と家族 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。 (イ) 幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解すること。 イ 幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。</p> <p>(3) 家庭・家族や地域との関わり ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。 (イ) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることが分かり、高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。 イ 家族関係をよりよくする方法及び高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること。</p> <p><C 消費生活・環境></p> <p>(2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権利と責任、自分自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。 イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p> <p>(3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学生の時期にある自分と家族や家庭生活との関わりについて考え、自分の成長や生活は、家族やそれに関わる人々に支えられてきたことに気付くようにする。(思いやりの心) 幼児の心身の発達の特徴とそれを支える生活について知るとともに、幼児期における周囲の人との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性について考えることを通して、幼児にふさわしい生活を整える家族の役割について理解できるようにする。(社会的・役割的性差) 家庭や家族の基本的な機能や家庭生活と地域との関わりを理解するとともに、これからの自分と家族について考えることを通して、家族関係をよりよくする方法を具体的に考えることができるようにする。(生活的自立) 家庭生活における消費の重要性に気付き、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めるとともに、物資やサービスの適切な選択、購入及び活用などができるようにするとともに、自分や家族の生活や消費の在り方を改善することなど消費者としての自覚がもてるようにする。(経済的自立)

	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
道 徳 科	<p>A 主として自分自身に関する事。 (3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。</p> <p>B 主として他の人との関わりに関する事。 (8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を含め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。</p> <p>C 主として集団や社会との関わりに関する事。 (11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短所も自分の特徴の一側面であることを踏まえつつ、かけがえのない自己を肯定的に捉え（自己受容）、自己の優れている面などを発見（自己理解）しようとする態度を育てる。 （自己の個性の伸長） 人間として互いの人格を尊敬し高め合い、悩みや葛藤を克服することで、より一層深い友情を構築していこうとする意欲や態度を育む。異性であっても、相手のものの見方や考え方を理解するなど、友情を築き、ともに成長しようとする姿勢を育成する。 （思いやりの心） （他の個性の認識と相互の尊重） よりよい社会を実現するためには、正義と公正さを重んじる精神が不可欠であり、物事の是非を見極めて、誰に対しても公平に接し続けようとする必要があることから、自他の不公平に気付き、それを許さないという断固とした姿勢と力を合わせて積極的に差別や偏見をなくす態度を育成する。そのために、自己中心的な考えから脱却して、公の事と自分のこととの関わりや社会の中における自分の立場に目を向け、社会をよりよくしていこうとする気持を大切にする。また、不正を憎み、不正な言動を断固として否定するたくましい人間を育てる。 （他の個性の認識と相互の尊重）



	主 な 内 容	育てる資質・能力と指導上の留意点
特 別 活 動	<p><学級活動></p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成</p> <p>イ 男女相互の理解と協力</p> <p>ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成</p> <p><学校行事></p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学級や学校の生活上の諸問題について、生徒一人一人が学級や学校の一員としての自覚と責任感に基づき、協力して自主的、実践的に解決していこうとする態度を育てる。 (他の個性の認識と相互の尊重) • 自己理解を一層深めるとともに、多様な他者のよさを見付け、豊かな人間関係を育て、ともに将来の夢や希望をもって生きていこうとする態度を育てる。 (他の個性の認識と相互の尊重) • 家庭や地域社会における男女相互の理解と協力の在り方などについて、幅広く考え、ともに生きる人間として豊かに成長しようとする態度を育てる。 (他の個性の認識と相互の尊重) • 思春期の心と体の発達や性に関する知識を理解し、自己の悩みや不安を解消しながら、自他の人格を尊重した行動ができるようにする。 (精神的自立) (身体的・生理的性差) • 勤労観・職業観を育み、集団や社会の形成者として、社会生活におけるルールやマナーについて考え、日常の生活や自己の在り方を、主体的に改善しようとしたり、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択しようとしたりする態度を育てる。 (勤労を尊ぶ心) (自己の個性の伸長) • 勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって、勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる。 (勤労を尊ぶ心) (精神的自立)

男女共同参画教育推進のために

男女共同参画教育を推進する取組は、学校の教育活動全体で意図的・計画的・系統的に行う必要があります。しかし、一部の学年や教師の取組だけにとどまり、学校全体としての取組にまで至っていない状況があります。

そこで、まず、校内体制づくりとして、男女共同参画教育に関する推進委員会などの組織を位置付けましょう。

取り組む具体的な内容としては、次のようなことが考えられます。

1 教師の意識改革

- ◆ 男女共同参画意識を高めるための研修
 - ・ グループ分けや男女混合名簿の使用等についての共通理解
 - ・ 学校だよりや学級だより等における表現上の留意点
 - ・ デートDVについての共通理解
 - ・ 男女共同参画教育の研修の機会

2 学校環境の整備

- ◆ 男女共同参画教育推進のための環境づくり
 - ・ 児童生徒の生活の場である教室等の環境づくり
 - ・ 学校行事等での役割分担
 - ・ 教職員の役割分担 など
- ◆ 男女共同参画教育を推進するための家庭・地域社会との連携

3 幼児・児童生徒への教育活動

- ◆ 幼稚園における日常の保育
- ◆ 男女共同参画教育を推進する学級経営
- ◆ 男女共同参画意識を高める学習指導
- ◆ 男女共同参画教育を推進する生徒指導
- ◆ 男女共同参画教育を推進するキャリア教育・進路指導
- ◆ 男女共同参画教育を推進するための性に関する指導
- ◆ 男女共同参画教育を推進するための奉仕等勤労体験活動

推進委員会の構成員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭をはじめ、男女のバランスを考えて各学年又は近接学年から選出したり、重点教科担当者、道徳教育推進教師、特別活動担当者等で構成したりすることも考えられます。さらに、他の校務分掌と同様、年間を通して取組を評価しながら成果と課題を明らかにし、改善を図っていく必要があります。



1 教師の意識改革

教師自身の男女平等観やそれに基づく日常生活のありようが、児童生徒の男女についての見方・考え方に、大きな影響を与えます。そこで、教師自身が男女共同参画意識を高め、正しい認識のもと、男女共同参画教育の視点に立った教育活動を行うことが大切です。

研修等を通して、一人一人の理解を深めるとともに、学校全体で共通理解を図った上で児童生徒の指導にあたる必要があります。

◆グループ分けや男女混合名簿の使用等についての共通理解◆

子供を何らかの方法でグループ分けすることはよくあります。分け方でよく使われるのは、子供の希望や興味・関心、習熟度、性別等です。グループ分けの方法を決定する場合は、学習の目的を達成できるか、内容に適しているか、子供の実態や思考傾向等に適しているか、などの吟味によって最適の方法を選択することが大切です。

性別によるグループ分けの方法は、社会的にも分かりやすくよく使われてきた方法であり、性別で分ける必要のない場合にも用いられることが多かったといえます。

性による違いを強調すれば、子供たちに男性と女性とでは、特性や役割が違うのだという思い込みや固定的な見方が形成され、子供の個性や可能性を伸ばすことが阻害されることも考えられます。

しかし、性別のグループ分けが必要な場合もありますし、あえて男女別のグループ分けをした方が効果的な場合もあることが報告されています。男子のみで学習したり女子のみで学習したりする方が、学習内容を深めたり、自分に自信をもったりできる場合もあるのです。

また、子供の意識形成に当たっては、学校行事等における男子優先の慣行や名簿の在り方を改めて見直すことも必要です。

県内の小・中学校における男女混合名簿の使用状況は、100%に近くなっています。

男女混合名簿を使用するのは、男女を分ける必要のない場合にも分けてしまうことが、子供たちに知らず知らずのうちに性別による区別が当然のことという意識を定着させてしまわないようにするための配慮です。学校では、出席簿のほかにも様々な名簿が使用されますが、名簿の作成にあたっては、使用の目的は何か、どのように使用するのか、また使用する際にどのような配慮が必要か等について職員の共通理解が必要です。さらに、男女混合名簿を使用したことによる効果や目的にあった名簿を使用することでの子供や保護者への教育的な効果や意識の変化について、諸調査を基にしながらよりよい使用方法を検討していくことも必要です。

子供がそれぞれの可能性を伸ばし、自立した生き方のできる人間に育つように、男女を分けることへの問いかけと発想の転換について、教職員で共通理解を図り、教師が男女平等についての意識を高めていくことによって、男女共同参画教育が推進できるのです。

◆学校だよりや学級だより等における表現上の留意点◆

学校では、地域や保護者に向けて、また児童生徒に対して様々な情報を発信しています。無意識のうちであっても、発信する側の固定的な見方・考え方が受け手に影響を与えることもあります。

そこで、学校から発出する文書などの表現上の留意点について、全職員で確認するとともに、これまでの見方・考え方を振り返ってみましょう。

- 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？
 - * 男性をイメージする言葉やイラストを使うと、女性は対象外と感ずるかもしれません。
例「フレッシュマン→新人」「OB→出身者」「カメラマン→写真家」など
 - * 登場する男女のバランスに配慮し、いずれかに偏らないように心がけましょう。

- 男女の役割やイメージを固定化していませんか？
 - * 「仕事は男性、家事は女性」という固定的な性別役割分担を強調したり、性別で職業を分ける表現を用いることは避け、男女が仕事や家事で協力したりいろいろな職業に就いたりしている表現を心がけましょう。
 - * 服装や持ち物の色・デザインや趣味・行動は人それぞれです。固定的な性別イメージで表現せずに、幅広いイメージで表現しましょう。
例「男の子は球技、女の子は縄跳び」
例「男の子のランドセルは黒、女の子のランドセルは赤」など。

- 男女を対等な関係で描いていますか？
 - * 常に男性がリーダー、女性はアシスタントのように男性が教え、女性が従う関係ではなく、男女は対等で、地位や立場も様々であることを示す表現を心がけましょう。

- 男女で異なった表現を使っていますか？
 - * 職業や地位を表すときに、女性の場合だけ性別を冠するのは、女性を例外的に扱うものと思われることもあります。性別への言及が必要なのかを考えましょう。
例：女医、女弁護士、女子社員、ママさん○○ など。
 - * 男性または女性にだけ使われる表現ではなく、男女いずれにも使える言葉を工夫しましょう。
例：女だてら、男勝り・・・「対になる表現があるか」が一つの目安です。

<参考資料>

「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」

平成 15 年 3 月（内閣府男女共同参画局）

「行政広報物における表現のガイドライン」

平成 12 年 5 月（福岡県・北九州市・福岡市）

◆デートDVについての共通理解◆

■ デートDVとは

配偶者や交際相手など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力を「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と言います。このうち、「結婚していない交際相手からふるわれる暴力」のことを、「デートDV」と言います。デートDVは、中学生、高校生など10代の若い人の間でも起きています。

※若年層の人生設計に関する意識調査（平成29年度 福岡県実施）

DV被害者のうち、3人に1人が18歳以下、10人に1人が中学生以下で初めてDVを受けたと回答。

■ 暴力の種類

暴力には、身体的な暴力・精神的な暴力・性的な暴力・経済的な暴力・社会的な暴力などがあり、心も体もひどく傷つきます。また、暴力をふるう人、ふるわれる人は特別な人ではなく、誰にでも起こりうることなのです。暴力の加害者にも被害者にもならないよう、対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係を築くことが、デートDVの防止につながります。

■ お互いに尊重し合える関係を築くための視点

- 対等でない関係や差別に敏感になること
- 暴力は絶対に認めないこと
- 暴力を使わない健全なコミュニケーション能力を身に付けること
- 自分のことを大切にすること、相手のことも大切にすること

■ デートDV防止のために

- 職員研修や講話等を通して、デートDVについての正しい知識を得る。
- 書籍、DVDなどの教材を用意する。
- 日常の中で、デートDVについて触れる。
- 児童・生徒の様子からデートDVに気付き、見抜く。
- デートDV対応の相談機関、警察、病院など外部の組織とつながりをつくる。

●福岡県あすばる女性相談ホットライン 092-584-1266

●福岡県配偶者からの暴力相談電話（夜間・休日）

092-663-8724

●福岡県保健福祉（環境）事務所（各地区）

●最寄りの警察署（生活安全課）

●チャイルドライン 0120-99-777

<参考資料>

「まんがで学ぼう！デートDVと性暴力」平成30年9月

（福岡県 人づくり・県民生活部男女共同参画推進課／生活安全課）

◆男女共同参画教育の研修の機会◆

児童生徒が男女共同参画社会の形成者として生きていくには、学校での教育実践が、それに対応するものでなければなりません。そのためには、教師自身が様々な研修の機会を捉え、男女共同参画意識を高めることが大切です。

- 県教育委員会が実施する研修
教員の経験年数や職能に応じた研修（経年研修・管理職研修）等を実施しています。
- 県教育センターが実施する研修
専門研修の中で、さまざまな人権課題についての研修を実施しています。
- 国の機関が行う研修
国立女性教育会館において、男女共同参画を推進する研修を実施しています。
- 県や各地域の男女共同参画センター（あすばる、アミカス、ムーブ等）が実施する研修
男女共同参画をテーマにした講座や行事を実施しています。
- 校内研修
推進委員会や担当者が中心となって、男女共同参画教育の内容を年間研修計画に位置付けて実施します。

2 学校環境の整備

学校環境づくりは、児童生徒の生活の場である教室等の環境づくりと学校行事等での役割分担、教職員の役割分担といった視点から考えていく必要があります。

◆児童生徒の生活の場である教室等の環境づくり◆

学校は、児童生徒が毎日の生活をする場ですから、その環境は知らず知らずのうちに児童生徒の意識を形成していく影響力をもっているといえます。

学校では、男女を分けることが慣行となっている場合が思いのほか多く、当然のこととして見過ごされてしまいがちです。例えば、ロッカーや靴箱の位置、名前の男女別の色分け、作品展示などでの男女の固定化した順序等、学校環境の中に男女を区別する必要がないのに区別している施設・設備や表示等はありませんか。

◆学校行事等での役割分担◆

学校行事、児童会・生徒会、学級等の役割分担を決めるときに、教師が男女別に役割分担を決めてしまったり、児童生徒が役割内容から無意識に男女別の選択をしたりしていることはないでしょうか。一人一人の児童生徒がいろいろな体験ができるように支援していくとともに、児童生徒の選択を「男のくせに・・・」「女のくせに・・・」といったからかいによって児童生徒の選択の幅を狭くするような雰囲気をつくらない配慮が大切です。

◆教職員の役割分担◆

児童生徒の役割分担と同じように、教職員が担当する役割を男女で固定化してしまっていないでしょうか。「学校行事等における指導の中心は男性教諭で補助的な役割は女性教諭」など、教師の性別役割分担を身近に見て、児童生徒はそれが当然であると感じてしまうのです。そこで、校務分掌においても、男女教職員それぞれが個性や能力を生かせるものになっているかどうか、見直す必要があります。

◆男女共同参画教育を推進するための家庭・地域社会との連携◆

児童生徒を取り巻く環境を整えることによって、男女共同参画教育の効果的な推進を図ることができます。学校教育の効果は、児童生徒の生活圏である家庭や地域社会において具体的に実践されることにより、一層の効果を上げることに繋がります。

したがって、男女共同参画教育を効果的に推進するために、家庭・地域社会に向けて男女共同参画教育の必要性と学校の指導内容についての理解を促すとともに連携を図ることが必要です。

そのためには、学校から家庭や地域社会への広報、啓発を行うことが必要になってきます。その具体的な方法としては次のようなことが考えられます。

■ 学校だより、学年通信、学級通信等

学校だよりやホームページ等で、男女共同参画教育に関する取組を伝えたことがきっかけとなって、児童生徒と保護者、保護者と教師との間に共通の話題が生まれ、相互理解が深まったということもあります。

男女共同参画教育に関わって学校で取り組んだ内容やその学習で見られた児童生徒の反応、学校生活で見られる児童生徒の男女平等観に関わる行動、男女共同参画の機会を充実させる取組などを発信し、家庭や地域社会に働きかけていきましょう。

■ 学習参観・懇談会

学習参観で男女共同参画教育の内容に関わる学習活動を授業公開したり、懇談会で各家庭での男女平等観を育てる接し方や多様な選択を支援する働きかけ等について話し合ったりして、共通理解を図っていきましょう。

■ 教職員・保護者・地域の方との合同研修会

日常の学校生活における教師の言動や家庭生活や地域社会における家族等の言動が無意識のうちに男女平等観や参画の意識を高めたり、逆に区別する意識を助長してしまったりすることがあります。そのため、男女平等観を培う教育の在り方等について学識経験者を招いた講演会を実施したり、教職員や保護者、地域の方が共に話し合う場を設定したりすることも考えられます。

3 幼児・児童生徒への教育活動

◆幼稚園における日常の保育◆

幼児期の幼児たちは、日常の生活の中では、男女の差を意識することなく生活しています。そこで教師は、性差を強調するような言動に気を付け、不合理な性差意識を生まないように配慮することが大切です。そこで、以下の視点から保育を見直してみましょう。

■ 幼児期の特徴をとらえた保育を実践しているでしょうか。

幼稚園の生活の大きな特徴としては、同年代の幼児との集団生活を営む場であること、幼児を理解して適切な援助を行う教師とともに生活する場であること、適切な環境があることが挙げられます。

幼児は多数の同年代の幼児と関わりながら多様な体験を積み重ね、主体性や社会的態度を身に付けていきます。幼児相互の育ちが生まれるのは、幼児がその集団の中で温かく見守られ、自分らしくいられるとき、すなわち、幼児と教師、幼児相互の間に信頼し合える関係や親しい関係が形成されているときなのです。

■ 教師自身が男女共同参画の意識をもって幼児に接しているでしょうか。

幼児期に良好な人間関係を形成するためには、人として、してはいけないことや相手の心を傷つける言動があることに気付かせ、さらに友達と楽しく生活する中できまりがあることを理解させることが大切です。このような人間関係の教育が、幼稚園における男女共同参画教育の基本となります。その中には、性差を意識しなければならない場合や意識しすぎて差別につながってしまう場合もあります。例えば、基本的な生活習慣であるトイレの使い方は、男女の身体的性差に気付かせながら指導します。一方、遊びや仕事分担など日常の生活の中で、男の子の遊び・女の子の遊び、男の子は青色・女の子は赤色、整列は男の子が前で女の子が後ろなどと固定することは、幼児に心理的性差や社会的性差を意識させてしまうことがあります。日常生活における教師の言動が無意識のうちに男女平等観を定着させたり、逆に男女を区別する意識をもたせたりすることに留意する必要があります。

■ 園全体で推進しているでしょうか。

幼稚園では、常に幼児の発達を見通した上で、育てたい資質・能力を明確に捉え機会を逃さず指導することが大切です。男女共同参画教育を推進していくには、保育活動の全ての場面において幼児一人一人の個性やよさを生かすように配慮することが大切であり、このことが人的環境である園の全教師の役割です。

◆男女共同参画教育を推進する学級経営◆

周囲の大人から「男の子は男らしく、女の子は女らしく」と注意を受けることで、既に児童生徒の中には、幼い頃から無意識のうちに性差に応じた振る舞いをしようとする傾向があります。また、学級担任にも、男女を区別せずに同じように接しているつもりでも、男女を分けて考えたり扱ったりしていることが意外と多くあると言われています。

また、家庭や地域はもちろん学校生活の中にも、誰が決めたわけでもなく、いつのまにか習慣・きまりとして男女の役割分担が根付いています。

そこで、学級担任は児童生徒に対して、基本的な人権や生命を尊重する心、相手を思いやる心、共に働くことの素晴らしさを感じる心等、人間関係の基盤となる心を育成する観点から学級経営を行っていくことが大切です。そのためには、次のようなことに留意する必要があります。

■ 性差と男女差別について学習する。

「身体的・生理的性差」「心理的・気質的性差」「社会的・役割的性差」について学習することで、心理的・気質的性差意識や社会的・役割的性差意識にとらわれない児童生徒を育みましょう。具体的には、出席簿の順番、整列の方法、係活動、遊びや遊び場、持ち物の色、進路等において、無目的に固定的な観念・習慣で男子あるいは女子を優先したり、男女で異なる役割を期待したりしてはいないか見直してみましょう。

■ 興味・関心、資質・能力に応じて、個々の力を発揮することの素晴らしさを体感できる場や機会を積極的に設ける。

学級活動や学校行事等において、個々の児童生徒の思いや願い、よさが十分発揮できるようにしましょう。また、活動を振り返り、男女が協力できたことやお互いが相手のよさを認め合う喜びを実感させることができたかを見直すことが大切です。

■ 家庭・地域社会との連携を図る。

学校での学習内容が、家庭・地域社会で具体的に実践されるために、学校での取組を保護者会や家庭訪問を利用して伝えたり、学級通信や学校のホームページ等を通して保護者に発信したりして、共通理解を図ることなどが考えられます。

◆男女共同参画意識を高める学習指導◆

男女共同参画教育は、豊かな心・性差の認識・自立する力・実践的態度の4つの資質・能力を育てることをねらいとし、学校教育全体を通して行うものです。このねらいの達成は、日常の学習指導において各教科、道徳科、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間及び特別活動等の本来のねらいを達成する教育活動の推進によって実現されていくものです。

実際の学習場面で、学習内容・学習方法・学習形態が、児童生徒の男女共同参画意識を高める上で望ましいものであるか、また、児童生徒の個性や可能性を伸長することができるものであるかについて検討してみましょう。

■ 学習内容から

まず、男女共同参画教育の学習を進めていく上で、学習内容をどのように設定するかが重要なポイントです。「係活動に女子向き・男子向きがあるのか」、「ともに生きる社会を目指して」、「新しい仕事の分野」など社会的性差の問題や生活的自立、自他の個性の尊重などに関わる学習内容を設定することが考えられます。

児童生徒の意識調査等から実態を把握した上で内容を設定するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参加することや男女が協力して家庭を築くことの重要性、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育・進路指導を推進し、児童生徒の多様な選択を可能にする工夫した授業を実践することが必要です。

■ 学習方法から

学習内容に男女平等観の育成、個性や能力の伸長という視点が入り入れられていても、学習方法で「男子は・・・」「女子は・・・」と男子・女子の二分法を強調したためにかえって児童生徒に、「男子と女子は異なる特性をもっているのだ」というような固定的な男女の捉え方を意識させる結果になることがありますので十分な配慮が必要です。

■ 学習形態から

また、内容や方法に十分配慮がされていても、学習形態として、男子、女子のどちらかが中心になる活動の場のみが設定されていたり、男女別の係やグループが固定されていたりすることによって、かえって男女の区別を強調してしまう場合があります。

◆男女共同参画教育を推進する生徒指導◆

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。そこで、指導に当たっては、自分のよさ、相手のよさに気付かせながら他人とのよりよい人間関係を築いていくよう指導することが重要です。それは、教師と児童生徒、あるいは児童生徒同士が、お互いの人間的な尊厳を大切にしながら人間関係を築いていくこととなります。

男女共同参画教育は、男女が互いをかけがえのない人間として認め、お互いのよさを認め合うとともに協力しながら社会を形成していくための教育です。

それぞれの教育活動をより一層効果的にするためには、生徒指導の本来のねらいの達成に向けて、男女共同参画教育の推進が図られるとともに、男女共同参画教育の中に生徒指導の考え方が生かされることが大切になります。このような両者の関係は、「機能」としての生徒指導が男女共同参画教育の中に働いているといえます。

児童生徒の自己指導能力を育成するためには、次の留意点が重要になります。

■ 児童生徒に自己存在感をもたせること

人間は、その人に代わる人が存在しないという意味でかけがえのない存在です。また、人間は他者との関わりの中で生きており、周りの人から認められたり、自分のよさを発見したりすると、安心して生き生きと活動することができます。その意味で、一人一人の児童生徒があらゆる学校生活の場で自己存在感をもつことができるように配慮することが大切です。

■ 共感的人間関係を育成すること

共感的人間関係とは、お互いに人間として尊重し合い、受容的態度で接し合い、共感的に深く理解し合うことです。お互いに人間として尊重し合い、ありのままに自分を語り、共感的に理解し合う人間関係の中で自己受容、自己理解は促進されます。

■ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること

児童生徒が自ら課題をもち、自らの行動を選択・決定し、実行し、責任をもつという経験を通して、自己指導能力の育成が図られます。学校の教育活動においては、児童生徒に自己決定の場をできるだけ多く用意し、決断と責任のある行動をとれるように支援・援助することが大切です。

以上に留意した指導をすることで男女共同参画教育が一層充実したものになります。学校教育のあらゆる場において、男女の性差に関係なく相互の人格を認め合い、一人一人の能力を最大限に発揮できるように児童生徒を支援・援助していくことが大切です。

◆男女共同参画教育を推進するキャリア教育・進路指導◆

平成 27 年 12 月に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、以下の 3 点が強調されています。

- ① 長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変更すること。
- ② 女性活躍推進法の着実な施行等により女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること。
- ③ 地域における推進体制を強化すること。

また、「第 4 次福岡県男女共同参画計画」においては、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進として、以下の内容が示されています。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性や勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択できる力を身に付けることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験やインターンシップなど、各成長段階にあわせたキャリア教育を実施する。

■ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同感しない人「反対派」が増えています。男性は「賛成派」が過半数を占めており、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を今後も進めていく必要があります。特に、家事や育児、介護の負担が女性に偏っており、男性の積極的な参画を推進していくことが求められています。

また、女性は、知識や能力、責任、家庭との両立の不安などから、役職・公職へ就任することに男性よりも慎重になる傾向があります。今後、女性リーダーを増やしていくには、こうした女性の不安の解消に向けた取組とともに、女性自身の意欲の向上や社会全体で女性の活躍を応援する気運を創出していくことも重要です。

■ 多様な進路、職業選択を可能とするキャリア教育、進路指導

子供の頃から男女がともに一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、児童生徒の成長段階に応じた学校教育を行っていくことは、男女共同参画社会の実現の基盤として非常に大切です。教育における男女平等は進んでいますが、理工系学生に占める女性の割合が低いなど、進路に偏りがあり、将来の女性の職業選択に大きな影響を与えています。男女ともに多様な進路、職業選択を可能とするキャリア教育、進路指導行っていく必要があります。

◆男女共同参画教育を推進する性に関する指導◆

性に関する指導は、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的に捉えることが大切です。また、科学的知識を身に付けさせるとともに、児童生徒等が生命の大切さを理解し、また、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的とします。学校はすべての児童生徒に対して、人間尊重、男女平等の精神の徹底を図るとともに、人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、同性や異性との人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸問題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性に関する指導を充実する必要があります。

文部科学省は学校における性に関する指導について、次のように示しています。

1 目的

児童生徒の発達段階に応じ、性に関する科学的知識を身に付けさせるとともに、生命を尊重させる態度や、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動がとれるようにする。

2 性に関する指導の基本的な考え方

- ① 学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること。
- ② 保護者や地域の理解を得ながら進めること。
- ③ 個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体で共通理解を図って実施すること。
- ④ 集団指導と個別指導とによって相互に補完すること。

3 性に関する指導の進め方

- ① 学校全体で取り組む
 - * 校内委員会等の組織、目標や指導計画の策定。
 - * 授業の内容や使う教材・教具について校内委員会等で十分に議論し、教員間の共通理解を図る。
- ② 保護者や地域の理解を得る
 - * 事前・事後に授業の内容や使う教材・教具について十分に説明する。
 - * 日常的に地域や保護者と意見交換を行う機会を設ける。
- ③ 授業は適切に評価し、次年度以降の指導計画に反映させる。

◆男女共同参画教育を推進する奉仕等勤労体験学習◆

奉仕等勤労体験学習を実施することによって、奉仕の精神や共同参画の意識、また社会の一員としての自覚を促し、お互いが支え合う社会の仕組みを実感させることができ、男女共同参画社会の実現を目指そうとする意識の素地を養うことができます。

奉仕等勤労体験学習については、小学校特別活動の学校行事（5）勤労生産・奉仕的行事において、「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること」と示されています。学校の教育活動の中では、学校行事や総合的な学習の時間に奉仕等勤労体験的な学習が行われています。特に総合的な学習の時間では、学校や地域の実態に対応した課題を設定し、地域に対する関心を高めるとともに、主体的・創造的に問題を解決しようとする態度や奉仕等勤労体験学習に対する知識・技能も習得させるように実施されています。また、中学校においても、特別活動の中の学校行事や学級活動、及び生徒会活動、総合的な学習の時間において、生徒の社会参加を重視していく面から奉仕等勤労体験学習が盛んに実施されています。

このような体験活動に児童生徒が主体的に参加することによって、社会性を身に付けたり、活動を通して社会的役割を果たしたりすることができます。また、奉仕等勤労体験学習を行うことによって、例えば以下のような資質や能力を養うことが期待できます。

- 友達と力を合わせて協働することの大切さに気付くことができる。
- 自分は社会の一員であるということを自覚し、お互いが支え合う社会の仕組みを実感することができる。
- 自分の周りの人々のために活動することの楽しさや喜びを感じ取ることができる。
- 社会参加のために必要な知識や技能を身に付けることができる。
- 社会参加への興味・関心を高めることができる。

これらは、いずれも男女共同参画教育で育成することを目指す4つの資質・能力と重なるものであることが分かります。奉仕等勤労体験学習を充実したものにしていくことが、児童生徒の男女平等の意識を高めるとともに、共同参画の機会を保障することにつながっていくのです。そこで、以下のような点に留意しながら実施していくことが必要です。

- * 児童生徒がその体験の価値を感じ、主体的に活動できるものであること。
- * 児童生徒の気付きを大切にし、これを強化していくことができる活動であること。
- * 児童生徒の発達段階に応じた活動であること。

体験学習が児童生徒にとって「させられる」学習でなく、自発的な意欲に支えられたものであることが大切です。

実践事例（概要版）

<幼稚園>

- ◆ ピンクって女の子の色？（4歳児）【豊かな心／思いやりの心】
- ◆ ともだちとなかよくあそぼう（5歳児）【実践的態度／他の個性の認識と相互の尊重】

<小学校>

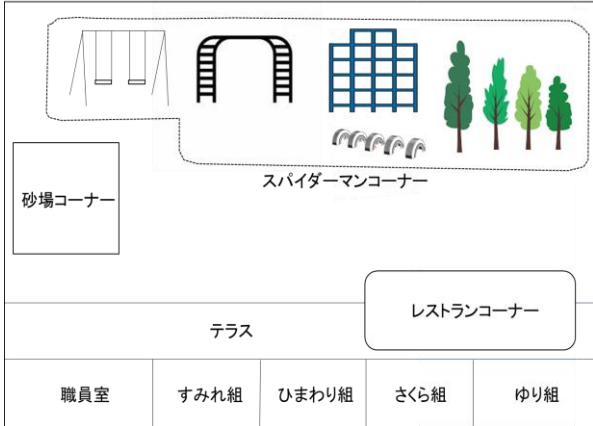
- ◆ 自分見つけをしよう（第3学年・学級活動（2））【性差の認識／心理的・気質的性差】
- ◆ 「育ちゆく体とわたし」思春期にあらわれる変化（第4学年・体育（保健））
【性差の認識／身体的・生理的性差】
- ◆ 自分の心を見つめよう（第6学年・学級活動）【性差の認識／心理的・気質的性差】

<中学校>

- ◆ 多様な性（第1学年・学級活動（2））【性差の認識／心理的・気質的性差】
- ◆ 「お互いに尊重し合える関係のために～デートDVについて知ろう～」
（第2学年・学級活動（2））【実践的態度／他の個性の認識と相互の尊重】
- ◆ 「人権と共生社会」（第3学年・社会科）【性差の認識／社会的・役割的性差】
- ◆ 保育実習「赤ちゃんふれあい体験学習」（第3学年・家庭科）
【実践的態度／他の個性の認識と相互の尊重】



4歳児	表現	人それぞれに好みがあることに気付き、友達と共感できる心を育てる事例
〔題材名〕「ピンクって女の子の色？」		
〔教科等のねらい〕		
○ 壁面のかざりをつくる制作活動を通して、女の子の色、男の子の色という通念にとらわれず、自分らしさが大切であるという心を育てる。		
〔男女共同参画教育の視点〕		
○ 友達と様々な体験を重ねる中で、友達の気持ちに共感できる心を育成する。 【豊かな心／思いやりの心】		
主な活動・内容		指導上の留意点 (○)
<p>1 色が異なる2つの傘を提示し、男の子と女の子のどちらの傘かを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピンクと水色の傘があります。だれの傘でしょう？ <p>ピンクは女の子の色だと思う。 水色の傘は男の子も女の子も持っていると思う。</p> <p>2 めあてを確認する。</p> <p>男の色と女の子の色は決まっているのか、みんなで考えよう。</p>		<p>○ 身近な持ち物、傘の色についてクイズ形式で興味をもたせる。</p> <p>○ 傘の色は、男の子と女の子で決まっているのかを問いかける。</p>
<p>3 使っている傘の色を調べ、「絵カード」に自分の傘の色を塗る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの傘の色を調べてみよう。 <p>男の子は、青とか黄緑、黄色とかあるね。 女の子の方がカラフルだね。</p> <p>4 男女別に分けて貼ったものを見て、気付いたことを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんな色が多いかな。 <p>ぼくの傘は、青色だけど本当は赤が好き。 女の子らしい色、男の子らしい色はあるかな。</p> <p>わたしは、青色が好きだったけど、お母さんがピンクの傘を買ってきた。</p> <p>5 自分が一番好きな折り紙の色を選び、紙飛行機を折って虹が描かれている模造紙に貼る。</p> <p>6 みんなで作った掲示物を見て、気付いたことを出し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色に男の子とか女の子とかあるのかな。 <p>ひとりひとり好きな色はちがう。 ・「女の子の色」「男の子の色」は決まってないね。</p>		<p>○ 色に着目できるように自分の傘に近い色でぬり絵ができるようにさせる。</p> <p>○ 意図的に名前を確認して男女別に貼り、考えさせる。</p> <p>○ 自分の好きな色を選べるように多種多様な色の折り紙を準備して選ばせる。</p> <p>○ 幼児の頑張りを認め、好みが多様であることに気付かせる。</p>
〔成果と課題〕		
○ 入園当初より色に対する性別の固定概念が強く、友達の靴や水筒の色を見ては、「男のくせにピンク」、「女なのに水色」など口にしていたある男の園児は、自分がさくら組のピンクの帽子をかぶっていることを友達から指摘されたことで、考え方に変化が見られた。幼稚園という初めての集団生活の場で、友達の多様な姿や考え方に触れることで、柔軟な考え方に変化していった。		
● 園児の様子をお便り等でお知らせし、保護者・地域への啓発へとつなげていく。		

5歳児	人間関係	遊びを通して、人間関係づくりの素地を養う事例
〔单元名〕 ともだちと なかよく あそぼう		
〔教科等のねらい〕 ○ 友達に親しみ、関わりを深め、工夫したり協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうことを通して、友達への愛情や信頼感をもつことができるようにする。		
〔男女共同参画教育の視点〕 ○ 他の個性の認識の基礎として、友達と一緒に活動する楽しさを味わい、友達への愛情や信頼感をもって、人と関わる力を育成する。 【実践的態度／他の個性の認識と相互の尊重】		
主な活動・内容		指導上の留意点 (○)
<p>1 活動の内容を知るめあてをもつ。</p> <p>(1) どんな遊びがあるかを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スパイダーマンコーナー (なわとび、巧技台・ハードル・ビーム) ・レストランコーナー (調理道具・机・いす・テント) ・砂場コーナー (砂場道具・雨樋・竹筒) <p>(2) めあての確認をする。</p>		<p>○ スパイダーマンコーナー、レストランコーナー、砂場コーナーを設定し、幼児の興味を高める。</p> <p>○ スパイダーマンコーナーやレストランコーナー、砂場コーナーを設けることで、性別に関わらず、友達と一緒に遊ぶ心地よさや体を動かす楽しさが味わえるようにする。</p>
ともだちと なかよく あそぼう		
<p>2 それぞれのコーナーで遊ぶ</p> 		<p>○ 一人一人の動きを認めたり、励ましたりしながら、自信や満足感がもてるようにする。</p> <p>○ 人と関わる意欲が高まるように、以下の2点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 友達と考えを出し合いながら、巧技台などを使って、自分たちで遊びを工夫して進めていこうとする姿を認めていく。 ・ 雨樋や竹筒を利用し、友達と工夫して遊ぶ姿を認めたり、協力して作っているときの幼児の様子や気持ちを受け止めたりして共感する。 <p>○ レストランごっこでは、お客さんとのやり取りがスムーズに行えるような雰囲気をつくったり、うまく伝わらないときは教師が代弁したりしながら遊びを進めていけるようにする。</p> <p>○ 楽しかったことを振り返りながら、次回の遊びにつなげるようにする。</p>
<p>3 今日の遊びを振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スパイダーマンコーナーは難しかったけれど、友達が教えてくれたよ。 ・レストランコーナーではカレーライスを買ってくれてうれしかったよ。 ・砂場コーナーで雨樋を使って土が流れるようにしたらおもしろかったよ。 <p>4 片付けをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また使えるように、友達と力を合わせて片付けよう。 		<p>○ 使ったものを友達と力を合わせて片付けていけるように見守り、難しいときは手伝う。</p>
〔成果と課題〕		
<p>○ 遊びのコーナーを複数準備したことで、性別に関わらず、幼児が自分のやりたいことを選んで遊ぶことができた。また、レストランコーナーではお客さんとの関わり、スパイダーマンコーナーでは一緒に体を動かす仲間という関わりをもたせることができた。</p> <p>● まだ、一人遊びが中心の幼児もいるので、少しずつ友達と関わる場をつくっていく必要がある。</p>		

小3	学級活動(2)	性別に関係なく、一人一人違ってよいことに気付き、自己を肯定的に受け入れることについて考えた事例				
〔題材名〕自分見つけをしよう(2)ーウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成(本時1/1時間)						
〔教科等のねらい〕						
○自分たちの中に性に対する固定化されたイメージや性別で決めつけていた部分があることに気付き、性別にとらわれることのない自己を理解し、よりよく生きていくために自分に合った目標を立てることができるようにする。						
〔男女共同参画教育の視点〕						
○日常生活において、無意識のうちに「女の子だから」「男の子だから」という考え方をもっていることに気付かせ、性別にとらわれずに自分の好きなことや上手になりたいことができる力を育成する。 【性差の認識/心理的・気質的性差】						
主な活動・内容		指導上の留意点(○)				
<p>1 「女」と「男」のどのようなところが好きか(いいなあと思うか)を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女の子はやさしいところがいいと思います。 男の子が外で元気に遊ぶところがいいと思います。 <p>2 学習のめあてを確認する。</p>		<p>○「女」と「男」のどのようなところが好きかを発表させたり、アンケートの結果を提示したりすることで、性に対する固定されたイメージがあることに気付かせる。</p>				
「女だから」「男だから」について考えよう。						
<p>3 「女の子だから、男の子だから」の内容について全体で話し合う。</p> <p>(1)「女の子だから、男の子だから」の後に続く言葉を考える。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>女の子だから</th> <th>男の子だから</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 絵がとくい。 掃除が上手。 やさしい。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 虫が好き。 ドッジボールが強い。 力持ち。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)書いた考えをペアで交流し、気付いたことを全体で話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> たしかに、男の子はドッジボールが強いです。 私は女だけど、虫が好きです。 男の子でもやさしい人はいます。 <p>(3)「女」「男」を入れ替えて、どのように感じるかを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女の子なのにサッカーが好きというのはおかしいと思います。 男の子でも絵が得意な人もいるから入れ替えてもおかしくないと思います。 「女だから」「男だから」と決めつけるのはおかしいと思います。 <p>4 本時学習を振り返り、「自分見つけカード」を書き、個人目標の意思決定をする。</p>		女の子だから	男の子だから	<ul style="list-style-type: none"> 絵がとくい。 掃除が上手。 やさしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 虫が好き。 ドッジボールが強い。 力持ち。 	<p>○色、食べ物、遊び、関心のあるもの、職業などについて、子供たちの考える性別による「～だから」を引き出すために、「あおぞら2」を活用する。</p> <p>○全体で話し合う前に、ペアで交流させることで、話し合いに参加しているという実感をもたせる。発表するときに、どうしてそう考えたのか理由を言わせることで、性で決めつけていることに気付かせる。</p> <p>○サッカー選手や料理人の写真を提示し、性別に関係ないことを押さえる。</p> <p>○「女」と「男」を入れ替えることで、性別で決めつけることは間違っていることや性別にとらわれて好きなこと等を堂々と言えないおかしさに気付かせ、一人一人違ってよいことを確認する。</p> <p>○性別に関わらず、今の自分を受け入れ、大切にしていこうとする意欲を高め、学校・家庭・将来の観点から目標を立てさせる。</p>
女の子だから	男の子だから					
<ul style="list-style-type: none"> 絵がとくい。 掃除が上手。 やさしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 虫が好き。 ドッジボールが強い。 力持ち。 					
〔成果と課題〕						
○自分の中に「女だから」「男だから」と決めつけている部分があったことに気付き、自分の好きなものや上手になりたいことを見付けることができた。黒板上で「女」「男」の間の壁がなくなったとき、子供たちは、性別は関係がないことを感じる事ができた。						
●「女」「男」を入れ替えたときに、子供の素直な声(なんかおかしい等)が出てきたが、その時に「なぜ、そう思うの?」「そのことについてどう思う?」と全体で考えさせることが必要だった。						
●学習内容や男女共同参画についての考え方を、保護者や地域へ啓発していくことが大切である。						

小4	体育 (保健)	思春期におこる体と心の変化とその大切さについて考えた事例
〔单元名〕「育ちゆく体とわたし」思春期にあらわれる変化 (本時 4 / 4時間)		
〔教科等のねらい〕		
○ 思春期には初経、精通、変声、発毛が起こったり、異性への関心が芽生えたりし、これらの体や心の変化は、大人の体に近づいているしるしであることを理解できるようにする。		
〔男女共同参画教育の視点〕		
○ 男女それぞれの体と心にあらわれる変化について理解し、認め、肯定的に受け入れると同時に、お互いを尊重し合う心を育成する。 【性差の認識 / 身体的・生理的性差】		
主な活動・内容		指導上の留意点 (○)
1 学習のめあてをつかむ (1) 前時の学習内容を振り返る。 ・大人に近づく体・体の外側の変化を振り返る。 (2) 学習のめあてを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">思春期におこる体や心の変化について知ろう。</div>		○ 男女のイラストを見る。 ○ 体の外側の変化と個人差を押さえる。
2 体の中の変化について理解する。 (1) 女子の体の中の変化について知る。 ・卵子の大きさを画用紙で知る。 ・月経のしくみを理解する。 (2) 男子の体の中の変化について知る。 ・射精のしくみを理解する。 (3) グラフをもとに、初経・精通について、始まる時期は男女差・個人差があることを知る。 3 心の変化について知る。 ・異性への関心の高まり ・おしゃれへの関心 など <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">体へのしるしが出てくる時期は、一人一人違う。 → 不安や心配なときは先生や保健室に相談したり、教えてくれる専門機関に尋ねたりできるので安心してよいことを伝える。</div>		○ 針で穴をあけた黒画用紙を準備する。 ○ グラフを見て、体の変化には男女差・個人差があることを気付かせ、十分伝えることで、他人と比べて悩んだり不安になつたりしないようにさせる。 ○ 恥ずかしいことではなく、だれもが大人になるために経験することであることを理解させる。 ○ 異性への関心が高まるなどの心の変化も、成長していることのあらわれであることを理解させる。 ○ これから思春期をむかえる上で起こる体と心の変化について、肯定的に捉えられるようにする。 ○ 心も大人へと近づいているしるしと知らせる。
4 思春期におこる体や心の変化についてまとめる。 ・思春期には、体だけでなく心にも変化があらわれること。 ・心の変化には、変化の仕方やあらわれる時期に、個人差があること 5 感想を書き、発表する。 ・みんな大人の体と心に近づくことが分かった。 ・生理が不安だったけど、詳しく分かったのがよかった。 ・一人一人変化は違うことが分かった。		○ 感想を発表させ、本時の学習で感じたことやわかったことについて意見交流させる。
〔成果と課題〕		
○ 思春期におこる体や心の変化について、男女差や個人差を踏まえながら学習することで、自らの心身におこる変化について肯定的に受け入れる準備をさせることができた。また、相手を尊重する態度を大切にしようとする様子が見られた。		
● 児童の発言を受け取ったり、発表させたりする機会をさらに設けるなどして、児童の積極性を生かす手立てが必要である。		

小6	学級活動(2)	性差にこだわらず、その人らしさを大切にしようとする心を育む事例
〔題材名〕自分の心を見つめよう(2)ーイ よりよい人間関係の形成(本時1/1)		
〔教科等のねらい〕 ○ 「女らしさ・男らしさ」という考え方で人を判断するのではなく、一人一人が自分らしく生きることが大切であることに気付くことができるようにする。		
〔男女共同参画教育の視点〕 ○ 心理的・気質的性差によって、考え方や行動を制限せず、その人らしさを認めようとする考え方を育成する。 【性差の認識/心理的・気質的性差】		
主な活動・内容		指導上の留意点(○)
<p>1 「～のくせに」「～らしくしなさい」と言われた体験を振り返る。 (1) 詩「くせに」を読む。</p> <p>(2) 本時のめあてを確認する。</p> <p style="text-align: center;">「女らしい」「男らしい」という考え方について話し合おう。</p>		<p>○ 「～のくせに」という言葉からどのようなイメージがわくかを考えさせる。</p> <p>○ 詩を提示して読ませる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">くせに</p> <p style="text-align: center;">ぼくには、 中学生のおねえちゃんと 小学一年生の弟がいる。 このあいた、お姉ちゃんと ケンカして負けたとき、 「男のくせに、泣くな」と 言われた。 そのあと、弟とケンカして、 弟を泣かせてしまったら 「お兄ちゃんのくせに 何しようかね と、おこられた。 くせに」はイヤ</p> </div>
<p>2 「男らしい」「女らしい」について話し合う。 (1) 色や服装、家事、スポーツ、習い事、遊び、キャラクター等を、「男らしい」「女らしい」「どちらとも言える」ものに分類する。 (2) 班の考えをもとに、全体で分類する。 ・この分け方でいいかな。違う意見はないかな。 ・どうしてそう思うの。 (3) 生活を振り返り、体験したことを話し合う。 ・「男(女)の子だからそんなことをしたらいけない」「そんなことをするのは女(男)の子らしくない」と言われた(言った)ことはないかな。 ・言われたときのことを思い出そう。どんな気持ちになったかな。 ・どうして(どこが)おかしいのか。 ・どうして(どこが)いやなのか。 ・みんなは、これからどうしたらいいと思うの。</p> <p>3 「～らしさ」という考え方によって、苦しんでいる人たちがいることについて話し合う。 ・男(女)の気持ちをもつ女(男)の人もいます。同じ性の人を好きになる人もいます。知っていますか。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">まとめ 一人ひとりが「自分らしく」生きていくことが大切である。</p>		<p>○ 色や服装、家事などの事柄をカードにして話し合わせる。</p> <p>○ 個人→班で意見交流しながら分類する。</p> <p>○ 体験等をもとに、理由を大切にして交流させる。</p> <p>○ 自分の経験を基にその時の状況や気持ちを思い出させる。</p> <p>○ 悪い意味で使っている時とよい意味で使っている時があることに気付かせる。</p> <p>○ 一方的な見方によって苦しんでいる人たちがいること、教師の経験や学びも伝え、考えさせる。</p> <p>○ 「男(女)らしさ」をよい意味で使っている、そう受け止めることができない人もいることに気付かせる。</p> <p>○ 新たな気付きや分かったこと、これから意識していきたいことなどを記入させる。</p>
<p>4 学習を振り返り、感想を書く。 ・自分にできることも考えられたらいいね。</p>		
〔成果と課題〕 ○ 「男らしい・女らしい」という言葉を軽く使い、その言葉に傷ついている人がいることや見た目にとられるのではなく、その人の素晴らしいところを見付けることが大切であることに気付かせることができた。 ○ 性の多様性を前提とした環境づくりなどに取り組むとともに、保護者・地域への啓発を図り、性の多様性への理解を深めていくことが必要である。		

中1	学級活動(2)	性別の捉え方を視覚化して気付かせる事例
[題材名] 多様な性 (2)ーウ 性的な発達への適応 (本時 1/2 時)		
[教科等のねらい] ○ 「女らしく」「男らしく」という考え方には誤解や偏見が含まれ、人は「女らしさ」「男らしさ」ではなくくれないことに気付くことができるようにする。		
[男女共同参画教育の視点] ○ 性による偏見や固定観念にとらわれず、性の多様性を認識する力を育成する。 【性差の認識/心理的・気質的性差】		
主な活動・内容		指導上の留意点(○)・評価(◇)
1 提示された物を見て、女の子らしいか、男の子らしいかを考える。		○ 女の子らしいまたは男の子らしい物をいくつか提示し、女の子のイメージか、男の子のイメージか、それはなぜかを話題に挙げて本時の学習への興味を喚起し、めあてにつなげる。
2 本時学習のめあてをつかむ。		
「女らしさ」「男らしさ」について考えてみよう。		
3 女の子らしい、男の子らしいとはどういうイメージをもっているか考える。 (1) 班で話し合う。 女の子：赤やピンクが好き 男の子：青や緑が好き 髪が長い 髪が短い (2) 班ごとに考えを発表する。 (3) 「女の子らしい」「男の子らしい」が反対の場合のイメージを考える。		○ 女の子らしいイメージと男の子らしいイメージについての考えをホワイトボードに書く時間を設ける。 ○ 「女の子らしい」「男の子らしい」が、もし反対のイメージだったらどう思うか、なぜそう思ったかを考える場を設け、ステレオタイプを引き出す。 ○ グラフを提示し、女子が女子らしさ、男子が男子らしさを必ずしも内面化せず、グラフに貼った赤と緑のシールが分散していることを可視化する。 ○ 女子らしさ度と男子らしさ度が高い領域をそれぞれグラフに示し、なぜ赤と緑のシールがこの領域にないかを問いかける。 ○ 固定的な性別役割に関する職業意識が変わってきたことを知るために、どんな仕事か女らしいか、男らしいか意見を引き出す。 ○ 看護師と保育士の写真を提示し、なぜ、以前は女性がする仕事だったか問いかける。 ○ 男女を二分化する決めつけや思い込みによるステレオタイプ解消のため、本時の学習で学んだ異性性や多様性、現在の職業意識の視点から説明をする。 ○ 「女らしさ」「男らしさ」はあってよいことや「女らしさ」「男らしさ」を決めつけない、押しつけないことが大切であることを押さえる。 ◇ 性について男女らしさではなくくれないことへの気付きを書いている。
4 事前に行った「らしさ」シートAとBの点数を座標にしたグラフから、気付いたことを出し合う。 ・女子が貼った赤のシールと男子が貼った緑のシールは真ん中あたりに集まっている。 ・赤のシールと緑のシールが二分されず(男女が二分されず)、ばらついている。 ・Aの女らしさ、Bの男らしさのどちらかが0点、または満点はいない。		
5 職業意識が変わってきたことを知り、考えを広げる。 ・女らしい仕事 お花屋さん、幼稚園、保育園の先生 ... ・男らしい仕事 消防士、大工さん ...		
6 「女らしさ」「男らしさ」ではなくくれない考え方を知る。 ・人はそれぞれ違う。 ・だから、男が男らしい、女が女らしいということではない。		
7 「女らしさ」「男らしさ」について考えを共有し、本時の学習のまとめをする。		
[成果と課題] ○ グラフにシールを貼り提示したことで「異性性」や「多様性」について視覚化して気付かせることができた。 ○ 職業に携わる男女の変化から職業は男女の性によって決まることではないことや、性の多様性、当事者の思いを知ることを通して、知識として、理解をさせることができた。 ● 学びを深めるため他教科との関連を図り、今後継続的に授業づくりに取り組むことが必要である。 ● 小中高の連携及び地域・保護者への啓発が求められる。		

中2	学級活動(2)	お互いが人間として尊重し合い、協力して生きることの大切さを理解するとともに、尊重し合える人間関係を築こうとする態度を育てる事例
[題材名]「お互いに尊重し合える関係のために～デートDVについて知ろう～」 (2)ーイ 男女相互の理解と協力(本時1/1) (GT:リップルふくおか)		
[教科等のねらい] ○ デートDVについての理解を通して、お互いに対等で尊重し合える関係についての認識を深めるとともに、お互いを尊重し合える関係を築くためにどのように行動するべきかについて考えを深めることができるようにする。		
[男女共同参画教育の視点] ○ デートDVの学習を通して自分を取り巻く人間関係が対等な関係であるかという視点で見つめ直し、互いに尊重し合える関係を築くために暴力を許さず、自分や相手を大切にしたい行動を取ることができる態度を育成する。 【実践的態度/他の個性の認識と相互の尊重】		
主な活動・内容		指導上の留意点(○)・評価(◇)
1 学習のめあてをつかむ。 (1) 自分を取り巻く人間関係にはどのようなものがあるか振り返る。 ・クラスの友達 ・塾の友達 ・部活の友達 ・家族 ・先生と生徒 ・彼氏と彼女 (2) 学習のめあてを確認する。		○ 自分を取り巻く人間関係を振り返ることで、自分が様々な人間関係を築いていることに気付かせ、その関係が自分と相手とはどんな関係であるかについて考えさせる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> お互いに尊重し合える関係を築くためにどうすればよいのか考えよう。 </div>		
2 デートDVについて理解する。 (1) 暴力的な関係・尊重し合う関係について考える。 (2) 暴力の種類について知る。 ・身体的 ・精神的 ・性的 ・経済的 ・社会的 (3) 友達が彼氏と暴力的な関係であったら、自分はどうするかについて、個人や班で考える。 ・友達に直接言う ・先生や大人に相談する (4) お互いに尊重し合える関係のために大切なことについて考える。 ・対等でない関係や差別に敏感になる ・暴力は絶対に認めない ・自分や相手のことを大切にする		○ 暴力的な関係と尊重し合う関係を比較することで、暴力的な関係は、一方が相手をコントロールしており、尊重する関係では二人がそれぞれ自立していることに気付かせる。 ○ 暴力の種類について、具体的な事例を挙げることによって、自分では暴力とは思っていなかったことが暴力であること、暴力は身近なところに存在しており、いつ巻き込まれるか分からないことを実感させる。 ○ 具体的な事例についてのアドバイスを考えさせることで、暴力的な関係を解消する方法について理解させる。
3 お互いに尊重し合える関係を築くために、どのように行動したらよいか考える。 (1) 暴力的な関係と尊重し合う関係の会話をそれぞれロールプレイする。 (2) IメッセージとYOUメッセージについて理解する。 (3) 様々な相談機関について知る。		○ ロールプレイをすることで、暴力的な関係の中で支配されている側の気持ちを実感させる。 ○ IメッセージとYOUメッセージを比較することで、Iメッセージがお互いの気持ちを大切にしたいものであり、お互いに嫌な気持ちにならないことを実感させる。
4 本時の振り返りを行い、今日の学びをワークシートに記入する。		◇ 男女だけでなく、様々な人間関係の中で尊重し合う関係を築くことの大切さについて考え、どのように行動するか理解している。
[成果と課題] ○ 具体的な事例を紹介したりロールプレイを行ったりすることによって、暴力を身近なこととして捉えたり暴力で支配された側の気持ちを実感させたりすることができた。 ○ 暴力的な関係にある友達に対するアドバイスを考えることで、暴力的な関係を解消するための具体的な方法について考えさせることができた。 ● 男女交際の経験がない生徒もいるので、「男女交際に限らずどのような関係であっても」という視点で考えさせる必要がある。		

中3	社会科	性別への固定観念について多面的・多角的に考えようとする事例
〔单元名〕「人権と共生社会」（本時 3／8時間）		
〔教科等のねらい〕		
○ 女性の雇用や賃金に関する資料から、何が問題なのかを追究し、自分の考えや班の意見を比較して問題点を交流したり、国の方策や女性差別の解消に向けた法律について分析したりすることで、差別解消のための方策を見いだすことができるようにする。		
〔男女共同参画教育の視点〕		
○ 性別への固定観念について、共生社会を創るためにはどうしたらよいか、多面的・多角的に考察し、意見交換し、考えを説明することができる。 【性差の認識／社会的・役割的性差】		
主な活動・内容		指導上の留意点（○） 評価（◇）
1 雑誌等の「イクメン」特集の写真等をみる。		○ 育児・家事をしている父親の写真を掲示して、学習への生徒の関心をもたせる。
2 学習のめあてを確認する。		
イクメンが注目されているのはなぜだろう。		
3 資料から女性の社会的な状況を読み取る。 （1）「男女の年齢別賃金」から考える。 ・会社で働き続ける女性が少ない。 ・パートが多い。など （2）「女性の年齢別の働いている割合」から考える。 ・25歳から女性の働く割合が下がるのは、結婚をして仕事を辞めるから。 ・35歳から上がるのは、子育てが落ち着くから。 ・男性は仕事を辞めることはないから、女性も辞めることはないと思う。など		○ 必要に応じて、「男性の育児休業率」や「指導的地位にある女性の割合の国際比較」を掲示して、広い視点から考察を深めさせる。 ○ 個人の意見や班で考えた内容を電子黒板に映し、考えや意見を全体で交流していくことで考察を深めさせるようにする。 ○ 女性差別の問題を資料から読み取らせ、「男性だから、女性だから」という固定的な意識が私たちの意識の中にも根強く残っていることに気付かせる。また、これらの理由で本来の適正や能力が発揮されないことは社会全体にとっても損失であることに気付かせる。 ○ 教科書の説明文や巻末の参考法令集の法律の分析、企業の取組の紹介から、女性差別の解消に向けた国や企業の様々な取組が実施されていることに気付かせる。 ◇ 男女共同参画や男女の差別について多面的・多角的に考え、自分にできることを説明している。
4 女性のおかれている社会環境を改善するための国や企業の方策を知る。 （3）教科書の国の取組から （4）参考法令集から ・男女雇用機会均等法 ・男女共同参画社会基本法 ・育児・介護休業法		
5 共生社会を築くためには、どのような方策が必要なのか、社会全体での取組や自分なら何が出来るのかを考え説明する。		
〔成果と課題〕		
○ 内在的にあった固定的な性別での役割の矛盾に気付かせることができた。授業実施以前には、「男のくせに」や「女だから」といった発言が見られていたが、本授業実施後は、そのような発言もほとんど見られなくなり、共生社会に向けて大切にすべきことについて考えを深めさせることができたと思える。 ● 共生社会に向け、具体的に自分たちに何が出来るのかを提示した資料を活用して深く考えさせることが出来なかった。今後は提示する資料を精選するなどの工夫が必要である。		

中3	家庭科	命の大切さや素晴らしさを考えるとともに、男女が協力して命を守り育てる事例
〔单元名〕保育実習「赤ちゃんふれあい体験学習」（本時 6・7・8／10時間）		
〔教科等のねらい〕 ○ 赤ちゃんやお母さんとの交流体験を通して、子育ての大変さや命の大切さ・素晴らしさを感じさせるとともに、幼児にふさわしい生活を整える家族の役割について理解することができるようにする。		
〔男女共同参画教育の視点〕 ○ 子育ては女性だけがするのではなく、男女が協力して行わなければならないことを理解し、男女のそれぞれのよさを尊重しながら協働して家庭生活を営もうとする態度を育成する。 【実践的態度／他の個性の認識と相互の尊重】		
主な活動・内容		指導上の留意点（○）・評価（◇）
1 活動の目的や意義、心構えについて再確認し、本時のめあてをつかむ。 (1) 活動の目的や意義、心構えを再確認する。 ・自分から積極的に関わりをもつ。 ・周りを見ながら、主体的に行動する。 (2) 学習のめあてを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 赤ちゃんやお母さんと積極的にかかわり、自分の考え方や生き方を見つめ直そう。 </div>		○ 単元を見通したねらいを再確認することで、本時の体験の目的からめあてをつかむことができるようにする。
2 健康課の方からの話を聞き、準備をする。 (1) 健康課の方から乳幼児検診の一連の流れや注意事項についての話を聞く。 ・保護者に対する言葉遣いの配慮 ・人見知りする幼児もいる等幼児の特徴 (2) 赤ちゃんとのふれあうための準備をする。 ・爪や服装を整える。 ・名札やアンパンマンシール等を準備する。 3 赤ちゃんとのふれあい体験をする。 <赤ちゃんとのふれあい> ・笑顔がとてもかわいいなあ。 ・あまり言うことを聞いてくれないから大変だな。 <保育士さんやお母さんとのふれあい> ・保育士さんやお母さんたちは、すごいな。 ・赤ちゃんをすごく大切に思っているのだな。		○ 健康課の方から、乳幼児検診の流れや赤ちゃんやお母さんと接するときの注意事項を聞くことで、見通しをもって接することができるようにする。 ○ 赤ちゃんが興味を示しそうなものを準備しておくことで、安心して接することができるようにする。 ○ 赤ちゃんだけでなく、保育士さんやお母さんともふれあう機会をもつことで、赤ちゃんにかかわる人々の思いにも気付くことができるようにする。
4 活動を振り返り、事後アンケートと参加して心に残ったことを書く。 ・今までは、子育ては大変とか面倒と思っていたけど、大変さ以上にかわいかったので、僕も大人になったら子育てをしたいと思った。 ・見ているよりも大変さがよく分かった。でも、赤ちゃんを宝物のように育てているのが分かった。		○ 振り返りの視点（体験前と比較して・赤ちゃんに対して感じたこと・保育士さんやお母さんに対して感じたこと）を明確にすることで、自分を見つめ直すことにつながる振り返りができるようにする。 ◇ 子育ての大変さ、命の大切さ・素晴らしさ、家族への感謝の気持ち、子育てへのかかわり方の視点で自分自身を見つめ直すことができている。
〔成果と課題〕 ○ 自分を育ててくれた家族に感謝するとともに、男女が協働して子育てに関わることの大切さを学ぶことを通して、自分の考え方を見つめ直させることができた。 ● 男性の保育士やお父さんと赤ちゃんとのふれあい等についても学習できる場を設定する必要がある。		

参 考 資 料

【法律・計画等】

- 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月）
http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html
- 第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日）
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html
- 福岡県男女共同参画推進条例（平成 13 年）
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/danjojourei.html>
- 第 4 次福岡県男女共同参画計画（平成 28 年 3 月）
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dai4ji-danjokeikaku.html>

【公表資料等】

- 生徒指導提要（平成 22 年 3 月）
<http://www.akita-c.ed.jp/~cjid/teiyou.htm>
- 小・中学校学習指導要領解説（平成 29 年 7 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm
- 幼稚園教育要領解説（平成 30 年 2 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/index.htm
- 男女共同参画白書（平成 30 年版）
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/index.html
- 教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日）
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/
- 男女共同参画社会に向けての意識調査（平成 27 年 3 月）
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/danjoishikityousa1014.html>
- 平成 29 年度 福岡県男女共同参画白書
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/h29fukuoka-danjokyouodosankakuhakusyo.html>

【関係機関】

- 内閣府男女共同参画局
<http://www.gender.go.jp/>
- 福岡県男女共同参画センターあすばる
<http://www.asubaru.or.jp/>
- 福岡県 人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4300400.html>

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条—第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

- 第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。
- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
 - 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	日本	福岡県	
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (世界行動計画採択)	9月 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭51)				
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 7月 「国立婦人教育会館」設置 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978年 (昭53)	国 連 婦 人 の 十 年		6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭54)		12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	6月 「婦人対策室」設置	
1980年 (昭55)		7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催 〔コペンハーゲン〕 (女子差別撤廃条約署名式)	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に 関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭56)		9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭57)			女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等 国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の 展開と課題」報告書提出
1983年 (昭58)		2月 「国連婦人の10年」1985年世界会 議準備委員会		
1984年 (昭59)			5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正す る法律公布(S60.11施行)	
1985年 (昭60)		7月 「国連婦人の10年」最終年世界会 議開催〔ナイロビ〕 (「西暦2000年に向けての婦人の地位向上 のための将来戦略」採択)	5月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に 関する提言」提出
1986年 (昭61)			4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ 組織改正、第2次行動計画策定
1987年 (昭62)			5月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に 関する提言」提出
1988年 (昭63)		4月 「改正労働基準法」施行		
1989年 (平元)		4月 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦 略の実施に関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平3)		5月 「新国内行動計画」(第1次改定策定) 「育児休業法」公布	10月 婦人問題懇話会提言提出 11月 「婦人関係行政推進会議」から「女 性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話 会」から「女性政策懇話会」へ、「婦 人対策課」から「女性政策課」へ名称 変更	
1992年 (平4)		4月 「育児休業法」施行		
1993年 (平5)	6月 世界人権会議(ウィーン) 12月 第48回国連総会「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択			
1994年 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府 に「男女共同参画室」と「男女共同 参画審議会」設置		
1995年 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度 の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画 策定に向けて」	
1996年 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『愛称 あすばる』」開館	
1997年 (平9)		1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌ エック」に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正		
1998年 (平10)			4月 初の女性副知事誕生	
1999年 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、 施行	9月 「女性副知事サミット」開催	
2000年 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関す る法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり 検討委員会」設置	

年	世界	日本	福岡県
2001年 (平13)		1月 内閣府に 「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 1月 「国立婦人教育会館『ヌエック』」が 「国立女性教育会館『ヌエック』」へ 名称変更 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推 進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同 参画行政推進会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検 討委員会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公 布施行
2002年 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置 3月 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・ 一部施行	4月 「福岡県女性総合センター『あすば る』」が「福岡県男女共同参画センター 『あすばる』」へ名称変更
2004年 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」第1次改正 (定義の拡大など) 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正(休業制 度の拡充)	
2005年 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員 会)(ニューヨーク)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面 施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」 閣議決定	12月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第2次福岡県男女共同参画計画の 考え方について」
2006年 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平19)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 7月 「配偶者暴力防止法」第2次改正 (保護命令の拡充、市町村についての 規定強化など)	
2008年 (平20)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平21)		7月 「育児・介護休業法」改正(短時間 勤務制度導入の義務付けなど) 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年 (平22)	3月 北京+15(第54回国連婦人の地位委員 会)(ニューヨーク)	6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」 閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の 考え方について」 「第2次福岡県配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する基本 計画の考え方について」
2011年 (平23)			1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する基本 計画」策定 2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2012年 (平24)		7月 「改正育児・介護休業法」全面施行 (100人以下事業主適用)	
2013年 (平25)		6月 「配偶者暴力防止法」第3次改正 (準用による適用対象範囲の拡大など) 「ストーカー行為等の規制等に関す る法律」改正(婦人相談所等による支 援を明記) 10月 改正「ストーカー行為等の規制等 に関する法律」全面施行	
2014年 (平26)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2015年 (平27)	3月 北京+20(第59回国連婦人の地位委員 会)(ニューヨーク)	9月 「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」公布・一部施行 12月 「男女共同参画基本計画(第4次)」 閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第4次福岡県男女共同参画計画の 考え方について」 「第3次福岡県配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する基 本計画の考え方について」
2016年 (平28)		4月 「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」全面施行 12月 「ストーカー行為等の規制等に関す る法律」改正(職務関係者による配慮 等)	1月 「第3次福岡県配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する基 本計画」策定 3月 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 4月 「女性活躍推進室」設置 6月 「福岡県女性の活躍応援協議会」設立
2017年 (平29)		6月 「改正ストーカー行為等の規制等 に関する法律」全面施行 10月 「改正育児・介護休業法」施行	

「男女共同参画教育 指導の手引」改訂に係る委員一覧

役職	所属	職名	氏名
監修	放送大学福岡学習センター	所長(特任教授)	菊川 律子
	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	課長	間野 小代美
幹事会委員	義務教育課	主幹指導主事	秋永 晃生
	福岡教育事務所	主幹指導主事	猪股 清貴
	北九州教育事務所	主幹指導主事	坂口 博章
	北筑後教育事務所	主幹指導主事	宮崎 敏宏
	南筑後教育事務所	主幹指導主事	中園 仁彰
	筑豊教育事務所	主幹指導主事	奥 浩幸
	京築教育事務所	主幹指導主事	吉村 誠二
	人権・同和教育課	参事兼課長補佐	苅谷 勇次
	体育スポーツ健康課	課長補佐	山本 秀史
ワーキング グループ委員	福岡教育事務所	指導主事	因 恵
	北九州教育事務所	指導主事	小根森 実
	北筑後教育事務所	指導主事	田村 雄一郎
	南筑後教育事務所	指導主事	宮田 久美子
	筑豊教育事務所	指導主事	中西 由恵
	京築教育事務所	指導主事	安心院 芳子
事務局員	義務教育課	主任指導主事	山邊 孝之
	人権・同和教育課	指導主事	田丸 めぐみ
	体育スポーツ健康課	指導主事	青影 瑞恵
	義務教育課	指導主事	松本 秀樹
	義務教育課	指導主事	大久保 雅美